国立国会図書館 2007-2011年度 活動記録

館長 長尾 真

国立国会図書館長に着任した2007年4月から今日まで自分で 考え、館員諸君の協力を得て実行して来た事業等の諸活動を整理し まとめた(第1部)。またこれらの活動を行うに当たって館員諸君に 送ったメッセージ等を添付した(第2部)。

これらを読み返していただき、これから国立国会図書館がさらに 努力すべき方向を汲みとっていただくことを期待する。

2012年年頭に当たって館長 長尾 真

第1部

国立国会図書館の基本目標にしたがって 整理した活動の記録

国立国会図書館(NDL)の活動(2007~2011年度)

年月	仕事のテーマ	内容
2007年4月	NDLの基本理念の設定	「知識は我らを豊かにする」
2007年4月	NDLの基本目標の設定	7項目のビジョンと、人材育成と職場環境のさらなる改善という目標を提案。これが館内に定着するのに9ヶ月かかった。その後これらのビジョンを実現するために下記のような多くの施策を実行してきた。

1. 国会サービス

年月	仕事のテーマ	内容
	国会議員やその秘書を 対象とした政策セミナー の強化	時機を得た各種のテーマで国会議員や秘書を対象としたNDL 職員による政策セミナーの頻度を増やしている。
	国会議員からの調査要 求に対する面談回答	国会議員からの調査要求に対する回答で大切なものは直接 面談で答え、十分な理解が得られるよう努力している。
	外国の立法情報を国会 議員によく知らせる 努力	外国の立法情報を分かりやすく国会議員に伝えるために「外 国の立法(月刊版)」を作り、配布している。

2. 資料の網羅的収集

年月	仕事のテーマ	内容
2008年5月	納本率の向上への 努力	NDLは納本制度によって支えられているが、納本率は商用出版物で9割強、報告書類などの灰色文書は5割程度であるので、納本制度を社会に周知するために5月28日を納本制度の日としてイベントなどを行うようにした。
2009年7月	NDL法の改正	国、地方公共団体、国公立大学、独立行政法人等のウェブサイトを許諾なく収集可能とし、2010年4月より収集を開始した。
2009年7月	電子納本制度	納本制度審議会からオンライン出版物のNDLへの納本を義務付けることが適当との答申を得て、NDL法の改正を準備中
2009年	マイクロフィルムから ディジタル記録へ	資料の複製はこれまでマイクロフィルムで行って来たが、以後 原則としてディジタル記録にすることにした。

2010年2月	「知識インフラ」の構築	総合科学技術会議に知識インフラの構築の大切さを説明、 2011年4月より始まる第4期科学技術基本計画に含まれること になった。
2011年5月	文化庁との協力の 道を開く	映像フィルムとその台本、音源、ゲームソフト等、これまでNDLが対象としてこなかった資料の収集・保存について文化庁と協力協定を締結した。具体的に行う事業について相談をはじめている。
2011年5月	古い音源資料の ディジタル保存	録音関係の幾つかの団体の協力のもとに主として戦前のSP盤のディジタル化を行い、公開しはじめている。完成すれば約5万点となり、音楽のほかに、語り、演説など種々のものが楽しめる。
2011年5月	3.11の大震災に関する 記録のアーカイブ	大震災に関する詳細な記録(文書、映像、ヒヤリング記録、・・・)を網羅的に収集することが大切であるとして、関係各省庁に呼びかけ、その体制を作った。今後少なくとも数年間継続して集め、利用できるようにする。
2012年2月	ディジタル映像の アーカイブ	大震災に関するディジタル映像、過去の科学映画のディジタル映像の蓄積・提供への道を開いた。

3. 資料への迅速なアクセス

年月	仕事のテーマ	内容
2008年4月	新しい図書館システム の導入	従来のシステムは概念が古く、運用に多額の経費を必要とするので、パッケージ型のシステムに入れかえることを決定した。その後3年間かけて詳細設計、導入テストなどを行い、2012年1月に入れ換えをした。これで運用経費を約9億円削減した。利用者が使うNDLサーチは種々の柔軟な機能を持っている。
2010年10月	JAPAN/MARC作成の 迅速化	取次から毎日納本してもらい、JAPAN/MARC作成と公開にかかっていた日数を2,3日に短縮、広く社会で利用できるようにした。
2012年1月	全国主要図書館資料の 横断検索の実現	新しい図書館システムを導入することによって全国の主要図 書館のカタログデータを横断検索し、資料の所在が明らかに なるようにした。
	書誌作業の迅速化	出版物の到着から利用できる状態になるまでの期間を平均65 日から40日以下にした。
	新しいレファレンス・ システム	ぼう大な資料をテーマごとに調べやすいよう案内するリサー チ・ナビというシステムを作った。好評である。

4. 遠隔サービスの実現(電子図書館)

年月	仕事のテーマ	内容
2008年 4月26日	電子出版物流通に関する「長尾モデル」の提案	電子出版の時代に入ってきている中で、日本の出版界がこれに積極的に取り組み経営的に成り立つようにするためのビジネスモデルを提案した。これは「長尾モデル」と称されるようになり、種々の意見が出され、類似のモデルが流通プラットフォームとして試みられようとしている。
2009年4月	資料の大規模 ディジタル化事業	2008年6月の補正予算に150億円を計上、そのうち資料のディジタル化予算は127億円、2009年4月から2年かけて約100万冊の資料をディジタル化した。
2009年6月	著作権法の改正	NDLにおいては著作権者の許諾を得ずに出版物のディジタル化が可能。 NDLほか主要な図書館において障害者のために資料をディジタル化して送信可能。
	電子書籍の公共図書館 等への配信	絶版等で容易に入手できない書籍については、NDLの電子書籍を公共図書館、大学図書館等へ配信することができるという合意がなされ、著作権法の改正の準備が行われている。
2010年3月	電子出版に関する 文科省、総務省、 経産省との協力	これら3つの省と協力し、日本の電子出版産業の発展のため に種々の協力をしている。

5. 社会に対するアピール

年月	仕事のテーマ	内容
2008年4月	月報を読みやすいもの に改良	従来の月報は今日では魅力に欠けるものとなっていたので、 A4判カラー刷りで、外部の一般読者を対象とした有益なもの に変更した。
	公開講演の強化	一般の人達に対して、図書館、あるいはそれに関連するテーマで国内外の識者を招いて講演会を行い、NDLの役目、電子図書館、情報社会の将来について知識を深めてもらう活動を強化した。
	全国図書館大会、図書 館総合展、ブックフェア などへの積極的な参加	ブースをもうけてNDLの活動の説明をしたり、期間中に行われた講演会、パネル討論会などに館長や職員が積極的に出演した。

6. 公共・大学図書館との連携・協力

年月	仕事のテーマ	内容
	公共図書館等への 研修の強化	図書館業務の種々について公共図書館等の職員に対する研修をNDL内だけでなく各地に出張して行うようにした。
	各地の図書館の会合に 出席し講演を行った	館長をはじめ専門分野の職員が各地の図書館関係者の会合に出席し講演を行い、NDLの認知を広げること、図書館員の 資質を高める努力をした。
	資料ディジタル化につい ての関係機関の連携	図書館、博物館、美術館、文書館等でのディジタル化活動が始まっている段階で、標準化、共通課題等の解決に向けての協議の場をもうけた。

7. 海外の図書館との連携・協力

年月	仕事のテーマ	内容
2009年4月	世界ディジタル図書館 (WDL)への参加	ユネスコなどが主導して各国の文化遺産のディジタル資料を 集めた図書館を作り、異文化理解、教育などに役立てる事業 を開始した。これにNDLの文化財ディジタル画像を提供し、積 極的に参加している。
2010年7月	米国連邦議会図書館の 所蔵する日本資料の ディジタル化	米国連邦議会図書館が所蔵する占領期の日本の検閲ずみの 出版物のディジタル化を行い、それをNDLの所蔵とする協定を 結んだ。今後何年かかけて行うことになる。
2010年8月	日中韓国立図書館の 連携	3年前から中国、韓国国立図書館長に呼びかけ、これら3国立図書館間の資料が出来るだけ円滑に相互利用できるようにする協定を締結した。その1つとして日韓、日中機械翻訳システムを導入して、母国語で他の国立図書館の電子資料を読めるシステムを運用しはじめた。
2010年11月	日本の図書・資料 情報の世界への発信	NDLの持つ出版物の書誌情報400万件を米国のNPO法人 OCLCに提供し、世界の日本研究者に便宜をはかっている。
2010年 12月1, 2日	国民読書年にちなん で、国際シンポジウムを 開催	国際図書館連盟(IFLA)、世界知的所有権機関(WIPO)、ほか2国際機関と共催で「本を読むという文化―創造性とアクセスを育む手段としての著作権―」を開催し、外国からの人を含む多数の参加者を得た。
	外国に向けた活動	世界国立図書館長会議において種々の先進的取組みを提示したりした結果、2009年からこの会議の議長就任を要請されたが、館長が自由に海外に行けないため断念した。また世界図書館情報会議(IFLA)2013年を横浜に誘致していたが、原発事故の影響もあって不成功に終わった。

8. 人材育成・職場環境の改善

年月	仕事のテーマ	内容
2008年2月	職員の「心の健康」 マニュアルの整備	「うつ」などの増加が一般的である中で、職員が「うつ」にならないよう、また休職した場合復職がスムースに行われるよう、配慮すべきことをマニュアルにまとめて周知徹底させている。この3年間でわずかではあるが改善傾向にある。
	人材育成	職員との懇談を行い、こちらが考えていること、職員が考えていることの間のギャップを出来るだけ小さくする努力をした。数人単位の懇談を約70回行った。外部への講師派遣、海外への積極的な出張等の奨励など、人材育成の努力をしている。
	大学の情報図書館学関係研究者に協力してもらうこと (研究開発室の設置)	NDLには情報図書館学関係の研究者がいないため、大学のこの方面の研究者に協力を仰ぐ仕組みを作った。電子情報部に研究開発室を作り、そこで協力をしてもらう。既にNDLサーチに大学研究者の成果を幾つか導入している。

9. 組織・施設の改善

年月	仕事のテーマ	内容
2011年4月	書庫管理の強化	書庫の入出管理がしっかり出来ていなかったので入出管理システムを導入し、管理を強化した。
2011年10月	組織改革	時代に合うように資料提供部と主題情報部を統合して利用者 サービス部設置 ディジタル図書館の比重が増えて電子情報部を新設
	書庫の電気系統の 更新	書庫の電気系統は1961年に建物ができて以来のもので漏電等の恐れがあるので全面的に新しくした。
	閲覧室の環境を 良くする努力	閲覧室の環境を改善するために幾つかの壁面に書画をかけた。また今後2,3年間かけて閲覧机を新しく入れかえ、無線LANを設置してパソコンなどが利用できるようにする予定である。
	書庫の拡張など	国際子ども図書館の増築に着手し、書庫の拡張、事務および 研修等のためのスペースを作った。 関西館の書庫拡張のための道筋をつけた。

<u>10. その他</u>

年月		仕事のテーマ	内容
2011年2	月	天皇皇后両陛下の 行幸啓	天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、館内をご案内し、貴重資料などを御覧いただいた。その後、NDL幹部にご昼食をたまわり、懇談の栄に浴した。

<u>11. 今後の課題</u>

仕事のテーマ	内容	
NDLの貴重資料等の 編集出版	NDLが所持している貴重な資料などを編集して、何冊かの美術書などにして出版すること。	
魅力ある展示場を もうけること	NDL所有の魅力ある資料を展示したり、ディジタル表示する展示場をもうけ、来館者に提供すること。	
NDLが国会と社会とを つなぐ1つの結節点 となること	NDLは国会、国会議員に対して種々のサービスを行っているが、貴重な調査資料の内容などについては積極的に社会に対してセミナーなどによって還元してゆくこと(ウェブサイトには掲載しているが)。	
電子ジャーナルなどの 取り扱い	電子ジャーナルの値段が高騰してゆく中で、JST、NIIなどとよく協議し、国として最も合理的な購入・利用のシステムを作ること。	
オンラインレファレンス サービス	遠隔利用者からのレファレンス(相談、質問)に対する回答に何日かかかっているのを改良すること。その1つとしてネットを通じての相談、質問に対して、できるだけその場で回答を送るようにすべきであろう。	
MLA連携の実質化	博物館(M)、図書館(L)、文書館(A)等がディジタル情報のレベルで一体的、有機的に結合して利用できるシステムの構築(現在は横断検索が可能)。	
外国資料の購入	NDLの予算における外国資料の購入費は少ない。これを強化するとともに、大学図書館等と連携して、大学のもつ外国資料が利用できる道を開くこと。	
世界ディジタル図書館 (WDL)に日本語の説明 を付けること	WDLは現在7ヶ国語で読めるようになっているが、日本語でも 読めるようにする必要がある。この翻訳作業を国内のボラン ティアの参加によって行える枠組みを作って推進すること。	
世界の図書館界におけるプレゼンスの強化	著作権法改正と大規模ディジタル化などで世界の図書館界の注目を集めたが、IFLAなどに積極的に論文発表や意見表明をするなどし、またIFLA、CDNLなどに役員を出すなどして、世界の図書館界に積極的に貢献すること。	

理想の電子図書館への アプローチ	理想の電子図書館の方向は「知識インフラ」をさらに発展させて、人間頭脳内の知識の構造に近いところにもつてゆくことであり、そのための研究開発に大学研究者の協力を得て着手すべきであろう。
アドバイザリーボードの 設立	NDLの活動を評価し、また館長の選任において衆参両院議長に勧告をするなどの機能をもつアドバイザリーボードを作ることによって、NDLが国民にとってより透明性が高く、役に立つ機関となるだろう。これはNDL法の改正を伴う大きな仕事となり、簡単ではないが、やるべきことだろう。

第2部

折にふれ解決すべき課題を指摘し、 職員に送ったメッセージ等

1	国立国会図書館長就任挨拶		2007年4月2日	p. 13
2	知識は我らを豊かにする	国立国会図書館月報H19年5月号	L T	p. 17
3	3 今後検討をお願いしたい事項 2007年5月			p. 23
4	4 これからの課題 2007年6月			
5	5 当館の新しい業務システムを設計するに当たっての考え方 2007年6月13日			p. 29
6	6 ネットワーク系電子出版物の収集範囲について(修正) 2007年7月9日			p. 31
7				p. 33
8	8 国立国会図書館60周年を迎えるに当たって 2007年8月			p. 35
9	9 収集書誌作業の合理化について 2007年9月2日			p. 39
	0 「真理は我らを自由にする」について 2007年9月8日			p. 41
	1 「知識はわれらを豊かにする」について 2007年10月			p. 43
12				p. 45
	国立国会図書館の諸問題を考える		2008年1月	p. 47
		The Record (日本レコード協会) 20	008年6月号	p. 53
		コピライト2008年2月号		p. 55
	来年度に向けての課題		2008年3月27日	p. 57
	総合目録データベースについて			-
	情報システム部の必要性		2008年4月4日	•
	ディジタル時代の図書館と出版	日本出版学会講演資料	2008年4月26日	p. 63
	2008年5月1日 2008年5月1日			
	[収集書誌作業の最近の検討状況について			p. 71
	平成21年を迎えて		2009年1月5日	-
		科学技術・学術審議会部会	2008年2月4日	p. 79
	平成21年度に努力すべきこと(私の視点)			p. 83
	Google問題について		2009年9月4日	p. 85
	電子出版物の納本義務化について		2009年4月14日	p. 87
	新任管理職への訓話		2009年4月17日	p. 89
	国立国会図書館電子図書館の創設(案)		2009年3月6日	p. 91
	「電子図書館建設に関する確認事項」		2009年7月27日	p. 93
	ディジタル時代の図書館と出版社・読者		2009年10月27日	p. 95
		総合科学技術会議専門調査会	2010年2月23日	
	各部局における課題		2010年4月	
	科学技術コモンズと情報知識学への期待	情報知識学会シンポジウム	2010年5月15日	p. 103
	これから取り組むべき課題		2011年2月	
	文化庁との協定		2011年5月18日	
	国立国会図書館長として実現したことなど		2011年3月	•
37	東日本大震災のあらゆる記録を集め後世 に伝える事業の必要性について、被災地		2011年4月15日	p. 117
	の図書館の復興事業			
38	検討して欲しいこと		2011年11月	p. 121

国立国会図書館長就任挨拶

平成19年4月2日 長尾 真

この度、はからずも国立国会図書館長という大役を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

私はこれまで大学で情報科学分野の研究を行ってきた者であります。具体的には、デジタル画像処理、情報検索、機械翻訳等ですが、これらの研究の総合化として1990年頃から電子図書館の研究開発を行ったりしました。その後は情報通信研究機構という、この分野における国の唯一の研究機関で仕事をしました。この研究機構はいろんなことをしておりますが、図書館に関係することでは、高速の情報インフラ、情報の蓄積と処理、機械翻訳、情報の信頼性、さらには情報コンテンツとその知識化などの研究があります。

そういったこれまでの活動を通じて、私は、国立国会図書館の内部で働いている皆さんの目線、国立国会図書館を利用する国会議員の方々や一般社会の利用者の目線とは違った、第三の、いわば傍観者的な立場から国立国会図書館を眺めてまいりました。従いまして、今回内部にはいって、どういう目で国立国会図書館を見てゆくかについては、率直に言ってとまどっているというのが実情であります。

国立国会図書館の第一の使命が国会に対する公平中立な立場からのサービスであることは当然であり、これまでの国会のための調査活動において大きな実績をあげてきておりますが、これをより充実したものにする努力を続けねばならないと存じます。また、司法、行政とともに国民に対するサービスということも当館の重要な役目であります。今日、社会の流れは、国民の税金による活動の結果をいかにして十分に国民にフィードバックするか、という方向にあります。

去る3月30日に河野衆議院議長、扇参議院議長から館長の辞令をいただきましたが、 そのあと懇談の時間があり、両議長から国立国会図書館は膨大な知的資産を持っている、 これを国民が十分に活用できるようにお願いしたい、海外からもアクセスして日本の知的 資源を活用してもらうとともに、海外への発信も積極的にやってほしいとの期待が述べら れました。

国会議員の皆さんの目線は国民はもとより世界に向いているのであります。我々は国会に対しての目線とともに、国民、社会一般に対しても同じ目線を向けるべきであると存じます。そしてこれからは海外にも同様な目を向けていく必要があるでしょう。

こういったことについては、国立国会図書館既に多くの努力をしてきたことを私も承知して居ります。しかし社会一般の人たちには、そういう努力がよく見えておりません。したがって、国立国会図書館の活動を広く社会に認識してもらう努力が必要であると存じ、私は皆さんの先頭に立ってその方向の努力をしたいと思っております。そうして国立国会

図書館が国会議員、司法、行政の人達のために役立つとともに、国民、さらに広く世界に もっと利用されるようにしたいと存じます。

国立国会図書館が社会と接する方法としては、まず第一に直接来館して利用していただく場合ですが、これは立地上からも非常に限られます。したがって全国に存在する公共図書館、あるいは大学図書館・その他図書館との連携を、これまで以上に密にする必要があるわけであります。

国立国会図書館のもう一つの大きな使命は、日本の知的活動の成果を網羅的に集積し、保存し、これを出来るだけ良い形で後世に伝えてゆくことであります。法律で定められた納本制度に頼っているだけでは不十分であります。今日いわゆる灰色文書と言われている物はどんどんと増加しておりますが、これらをどこまで集められるかも問題です。

さらに今日のネットワーク時代は、以前のように少数の人の書いた物を多数の人たちが 読むという一方向の知の伝達という時代でなく、不特定多数の人が情報や知識の発信者で あり、また受信者であるという時代となってきて居ります。また多くの情報プロバイダー が商業ベースで、あるいは無料で情報サービスをするという時代であります。こういった 中で国立国会図書館が全ての電子的情報、特にオンライン情報を網羅的に収集することに は非常な困難が伴います。したがって、学術情報はもとより、その他様々な情報の収集に ついて、立法府、行政府といったことにこだわらず、たとえば科学技術振興機構、国立情報学研究所、大学、その他と協調して、重複を省きながら全体として出来るだけ完全な収集をする努力をしなければなりません。さらにこれまで以上に世界各国の国立図書館と積極的に相互協力をし、世界中の情報を誰もが活用できるようにすることが大切であります。 当館においては既にこれらの問題については審議会を作って検討してきておりますが、急速な変化をしている情報化社会の時代ですから、電子的世界の情報の収集・蓄積・サービスをどのように行ってゆくべきかについても、知的財産の問題を含めて、常に新しい目線で検討をしてゆかねばなりません。

国立国会図書館は戦後新しく発足してから約60年を経過し、情報化の急速な進展という環境の大きな変化の下に改めてその位置付けを問われていると見なければなりません。それとともに、何百年という時の流れの中で一貫した考え方で人類の知識を集積し、これを保存してゆくという使命を持っているわけであります。そこでは"持続"ということが最も大切な概念であります。従って、我々には、これまで行ってきた様々な活動を持続して行いながら、新しい環境によく対応してゆくという相反する二つのことが要請されているわけであります。私どもはこの両者のバランスをうまくとりながら全体として最も実績が上がるように努力してゆくことが必要であります。いわば不易流行の実践であります。

黒澤前館長はこういったことの重要性をよく認識され、国立国会図書館の運営に大きな力を発揮して来られました。私はこの前館長の路線をよく継承し、我々の知的資産の最後の拠り所といわれている国立国会図書館のさらなる発展のために力を尽くす所存であります。

以上、いろいろと申し述べましたが、私は図書館行政については全くの素人であり、的外れなことを申し上げたかもしれません。したがって、国立国会図書館の活動についてよく勉強したいと考えております。出来れば国立国会図書館の各部課を出来るだけ早期に訪問し、仕事内容とともに皆さんの日頃感じておられること、考えておられることなどを直接お聞きしたいと存じます。そのときはどうかよろしくお願い致します。

繰り返しになりますが、国立国会図書館は国会活動、国会議員の皆様の活動のためのもの、国民全てのためのものであり、また日本の知的資産を網羅的に集め、保存し、活用し、将来の日本のために役立てるためのものであるという崇高な使命を常に堅持しながら、職務に励んでゆきたいと存じます。職員の皆様にもそれを期待いたします。

よろしくお願いします。

知識は我らを豊かにする

長尾真

この度、図らずも国立国会図書館長に任命されました。よろしくお願い申し上げます。

戦後、将来に新しい希望をもって出発した国立国会図書館は「真理がわれらを自由にする」という標語を掲げて、国会の立法活動を補佐する機関として、また、日本で唯一の国立図書館として、今日まで約60年間、多くのことを成しとげて参りました。ここで、当館の創立100周年までのこれからの40年間を展望しましたとき、当館の標語に倣って言いますと、私は日本の図書館界の標語として「知識は我らを豊かにする」という言葉を掲げたいと思います。

日本は今日まで科学技術を基盤として、皆が営々と努力し、進歩発展という概念に支えられて進んで参りました。しかし 21 世紀に入って振り返ってみますと、豊かな文明を築いてきた一方で、地球環境問題、食糧・資源・エネルギー問題、人口問題など、多くの深刻な問題を引き起こして来ているのに気づきます。したがって、これからの 40 年間にこういった深刻な問題を解決するとともに、実現すべき真の豊かさとは何かを真剣に追求してゆかねばなりません。そしてそういった世界を実現するために、日本が世界のために何が出来るかについて考えねばなりません。

私は、最も大切なことは、日本の文化、日本人の心の本質といったもの(すなわち、日本の知、知識)を我々がより良く自覚することであると考えます。そしてその価値が世界に広く認識されるよう努力することによって、持続可能で平和な地球、心豊かな社会の実現に貢献できるものと考えます。なぜなら、専門的知識は技術を創造し、社会経済を発展させますが、広い豊かな知識はより良い文化を創り出し、人々の心を豊かにし、平和な社会を実現するための原動力となるものだからであります。

そういった意味で、知識の宝庫である図書館の活動はますます重要な役割を担うことになる訳です。そしてその活動には、ますます広い多様なものが求められてゆくでしょう。 これからの国立国会図書館は全国のあらゆる種類の図書館と協力して、そういった流れの 方向に対して最善の努力を払い、これを先導し、社会に貢献してゆきたいと考えております。

皆様のご意見をいただきますとともに、私どもの活動に対してご支援をお願いいたします。

(ながお まこと 国立国会図書館長)





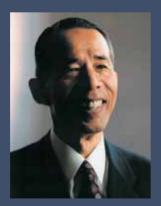
知識はわれらを豊かにする

戦後、将来に新しい希望をもって出発した国立国会図書館は「真理がわれらを自由にする」という標語を掲げて、国会の立法活動を補佐する機関として、また、日本で唯一の国立図書館として、今日まで約60年間、多くのことを成しとげて参りました。ここで、当館の創立100周年までのこれからの40年間を展望しましたとき、当館の標語に倣って言いますと、私は日本の図書館界の標語として「知識はわれらを豊かにする」という言葉を掲げたいと思います。

日本は今日まで科学技術を基盤として、皆が営々と努力し、進歩発展という概念に支えられて進んで参りました。しかし21世紀に入って振り返ってみますと、豊かな文明を築いてきた一方で、地球環境問題、食糧・資源・エネルギー問題、人口問題など、多くの深刻な問題を引き起こして来ているのに気づきます。したがって、これからの40年間にこういった深刻な問題を解決するとともに、実現すべき真の豊かさとは何かを真剣に追求してゆかねばなりません。そしてそういった世界を実現するために、日本が世界のために何が出来るかについて考えねばなりません。

私は、最も大切なことは、日本の文化、日本人の心の本質といったもの(すなわち、日本の知、知識)を我々がより良く自覚することであると考えます。そしてその価値が世界に広く認識されるよう努力することによって、持続可能で平和な地球、心豊かな社会の実現に貢献できるものと考えます。なぜなら、専門的知識は技術を創造し、社会経済を発展させますが、広い豊かな知識はより良い文化を創り出し、人々の心を豊かにし、平和な社会を実現するための原動力となるものだからであります。

そういった意味で、知識の宝庫である図書館の活動はますます重要な役割を担うことになる 訳です。そしてその活動には、ますます広い多様なものが求められてゆくでしょう。これからの国



立国会図書館は全国のあらゆる種類の図書館と協力して、そういった流れの方向に対して最善の努力を払い、これを先導し、 社会に貢献してゆきたいと考えております。

皆様のご意見をいただきますとともに、私どもの活動に対して ご支援をお願いいたします。

国立国会図書館長 長尾 真

ビジョン実現に向けて 一活動評価—

国立国会図書館では、「国立国会図書館60周年を迎えるに当た ってのビジョン」の実現に向けて、年度ごとに具体的な目標・基準を 掲げ、年度終了後にその評価結果を公表する評価制度「活動評価」 を実施しています。

活動評価の目的は、(1)PLAN(計画)→DO(実施)→CHECK (評価)→ACTION(改善)サイクルにより館の活動・事業の適正な 運営を図ること、(2) 当館の活動・事業内容を広く国民の皆様に説 明することの二つです。詳細は、当館ホームページ 〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/vision.html〉をご覧ください。



〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 総務部企画課 国立国会図書館ホームページ http://www.ndl.go.jp/ (平成20年6月発行)

表紙左:『梅園禽譜』〈当館請求記号 - 寄別4-2-2-4〉 表紙中央・右および2頁目すべて:『生うつし四十八鵬』〈当館請求記号 - 寄別7-8-2-3〉

これらの画像は、貴重書画像データベース 〈http://rarebook.ndl.go.jp/〉でご覧になれます。

今後検討をお願いしたい事項

2007年5月 長尾 真

4月以来、各部門の活動について勉強をさせていただきありがとうございました。その際 説明いただいた個々の活動についていろいろとコメントをさせていただきましたことにつ いては、今後よろしくご検討をお願いいたします。その勉強を通じて、今後の課題として 以下のようなことを考えました。よろしくご検討をお願いいたします。

- 1. 納本制度が十分に機能しているかを調査すべきではないか。
 - ・ 納本率を推定することは難しいといって放置しておくのは良くない。何らかの調査 をすれば、ある程度の精度で推定はできるだろう。
 - ・ 納本率の悪い組織・団体に対しては、納本を促進するためのパンフを作り、説明に 行くとか、パンフを配布するとかの努力をしてはどうか。また関係協会などの大会 などでパンフを配りお願いをする。
 - ・ 歴史的資料(たとえば昭和天皇侍従の日記など)の収集についても努力が必要であ る。
- 2. ネットワーク上の情報のアーカイビングについて。
 - ・ ネットワーク上の情報の収集、保存、利用の大切さを社会に広く理解してもらう運動をする必要があるだろう。
 - ・ 関係学会等に働きかけてこの問題についてのシンポジウムをするとかして、多くの 人に理解を深めていただくとともに、各種権利団体の理解を得る努力をする必要が あるだろう。
 - ・ Creative commons などの理解の促進、日本におけるその制度化についての議論などをしかるべき場で行うことも大切である。
 - ・ IFLA などで積極的に取り上げてある種の方向性を打ち出すよう働きかける努力を してはどうか。
 - ・ 上記のような活動を通じて社会を納得させるためには、収集する範囲、許諾を取る 方法などについて、ある程度の合理的な枠組みを提示できねばならないだろう。こ れについても開かれた場で議論を深めることが大切である。
- 3. 新しいシステムを設計するような場合、システムのあり方、内容等について、利用者 や学識経験者などの意見を広く聞く場を設け、多様な観点から議論してもらって、で きるだけ良いものとする努力が必要だろう。
 - ・ 図書館関係の研究者、当館のヘビーユーザー、一般利用者等にアンケートをした り、直接意見を聞いたりする。
 - ・ 国際的な情報流通という視点から、国際標準に配慮し、また国際標準に持ってゆく

方向で考える。

- ・ サービス機能を落とさずに、できるだけ汎用のソフトを利用し、特殊なことを避ける努力をするべきだろう。これは費用だけでなく、運用・保守などの観点からも望ましい方向と考えられる。
- ・ JAPAN MARC などに、外部の情報資源を大いに利用して無駄をはぶく。
- ・ 公共図書館の情報システムとのより良いリンクが取れるよう工夫する。
- 4. 他の電子情報を扱う組織等とよく協議し、重複や無駄を省き、相互に協力する努力をすることが大切である。
 - 両院の法制局とデータベース、その他でより良く連携する。
 - ・ NII や JST、国立大学図書館協会等と連携し、役割分担を明らかにし、日本全体として情報の蓄積、利用等の効率を上げることを考える。
 - ・ たとえば、科学技術関係電子ジャーナルは NII や JST にまかせ、一般利用者は当 館を経由して先方のデータベースにアクセスさせるなど、抜本的なことを検討して はどうか。
- 5. 国会図書館の活動をできるだけ多くの人に理解し利用してもらうための PR をもっと積極的にしてはどうか。
 - ・ たとえば定期的に講演会を開催する。たとえば自主調査結果の報告書は、議員へ の説明だけでなく一般社会の人たちを対象とした説明会を開催する。
 - ・ 外部の講師を呼んで適当なテーマで講演してもらうイーブニングレクチャーシリーズを考える。
 - ・ 先般細田博之議員に挨拶に行ったとき、「関西館でやっている電子図書館は利用者 から見て必ずしもうまくいっていないのではないか」というご意見をいただいたが、 これは細田議員への説明が不十分だったからだと思う。こういったこともあるので PR は大切である。細田議員はそのうちに図書議連を再開するつもりとおっしゃっ たので、そのためのこちらの準備も考えておく必要があるだろう。
 - 年に1,2回しっかりした企画展示を行い、大きなポスターで宣伝をする。
- 6. 行政府の各組織においては外部評価を行っているが、当館の活動についても内部の我々だけによる評価でなく、外部有識者による評価を行ってはどうか。
 - ・ ビジョン2004、運営指針2007等の目標に対する達成度だけでなく、各部 課の諸活動について適切な評価尺度を作り評価する。
 - ・ レファレンスサービス、ホームページサービス、その他サービスについて、利用 者にアンケートを行い、満足度、課題等を明らかにする。
 - ・ その評価結果を踏まえて、当館の活動についての次の 4,5 年間の目標を立てることが大切である。

これからの課題

2007年6月 長尾 真

私は4月2日に館員の皆様に行った挨拶の中で数個の点を課題として指摘した。それらの課題のうちの幾つかについて、その解決のもう少し具体的な方策を以下に記してみる。 比較的簡単に実行できるもの、非常に困難なもの、あるいは見当違いのものもあるかもしれない。皆様のご検討をお願いしたい。もし内容的にこれで良いというものについては、その実現について私自らが外部の関係者と交渉し実現に持ってゆく努力をしてもよい。今年の秋あたりまでに具体的な実行の目途を立てられないか。

I. 国立国会図書館の活動を広く社会に認識してもらう努力が必要

- 1. 基本的認識として、現代はネットワークが社会の隅々にまで行き渡りつつある時代であり、国民に対するサービスは来館者だけでなく、広く社会全体を視野に入れた活動をすべきである。
- 2. "月報"は誰に向けて出しているのか。館内や一部の外部の図書館員向けなどの記事はやめて、もっと魅力のある記事を素人にも分かりやすい文体で、もっと簡潔に書く、文字をもっと大きくして読みやすくするなどの工夫が必要ではないか。
- 3. フランス国立図書館などがやっているように、年3, 4回発行で、当館の持っている種々の面白い資料の説明や、図書館の上手な使い方、図書館をめぐる諸問題についての有識者の対談など、一般人に図書館に親しんでもらえるようなカラーグラビヤの雑誌を出してはどうか。
- 4. 2, 3ヶ月に一回、講演会を開き、館内外の人たちによる講演を夕刻6時—7時30分くらいで行ってはどうか。数十人から百人くらいの規模で良い。やろうと思えばインターネット中継で全国に発信できる。
- 5. 国立公文書館は国際アーカイブスデイを定め(6月9日?)、社会にその存在意義を大々的に PR しようとしている。国立国会図書館においても、読書月間、文字・活字文化振興の日、あるいは当館の創立記念日などを利用して、種々の催しを企画し社会に訴えてはどうか。
- 6. 国立公文書館等と共催のイベントを考えるのもよい。いくつかの団体が共同するほうが社会に対する効果が大きい。さらに出版界やジャーナリズムなどを呼び込んで、協力して全国の図書館活動、読書活動をリードしてゆく努力をすることが大切である。社会に直接アピールする時代である。
- 7. こういった社会への PR 活動については、館内の企画力・実行力では不十分であるから、 外部の企画会社に委託して知恵を出してもらい、具体化してもらうことが必要である。

- II. 大学図書館、公共図書館、その他との協力が必要
- 1. これからは孤立して進んでゆける時代ではない。いろんな所と連携・協力して活動の輪を広げてゆくことによって目的が十全に達成できる時代である。そのためには、こちらが積極的にサービスを提供してゆくことが必要である。
- 2. JAPAN MARC, NDL-OPAC, NDLSH その他の有用なデータベースは無償で 公開し、必要なところでダウンロードして使ってもらうサービスをすべきである。
- 3. こうして出版界などを含んで広くデータベースを使ってもらい、またレファレンスデータベース協同構築作業のように、多くの人たちに改良に参加してもらうことによって、たとえば種々の外部 MARC などは JAPAN MARC に自然に統合されてゆくのではないか。
- 4. "ナレッジ提供サービス"も設計の段階から外部に公開し、出来上がったら当館 内で使うだけでなく、外部にもダウンロードして使ってもらうようにしてはどうか。
- 5. NII、大学図書館、アマゾン、グーグルなどと組んで、それらの図書、雑誌検索にかからない場合に、自動的に NDL-OPAC のほうに来るようにリンクを付けるなどの工夫をしてはどうか。
- 6. 電子的なサイエンス・ジャーナルを NII、 JST、 NDL が重複して購入している。これをうまく役割分担して全体的に効率的に運用できるようにする努力が必要である。電子ジャーナルの提供会社との交渉は厳しいだろうが、ある程度の効果は期待できるのではないか。
- 7. Web archiving について有識者によるフォーラムを開催し、図書館関係者以外に も広く参加者を募り、当館の計画を披露し、意見交換をしてはどうか。このような努 力によって Web archiving についてのコンセンサス作りをすることが大切である。

III. その他

(i) 国際交流

- 1. 諸外国の国立図書館との間で OPAC などが自由に簡単に横断的に検索 できるようにできないか。こういった機能を大学等の研究者に提供することを考えてはどうか。
- 2. IFLA などで Web 上の情報の収集についての指針を出すように働きかけてはどうか。すでに Web 情報を集めている国とよく情報交換して問題点等を明確にすることも大切である。
- 3. これからは、諸外国の各種の current な情報を収集・分析し、国会に提供することが大切になってゆくだろう。 Web information watcher としての機能を持つ必要が出てくるだろう。

(ii) 人材育成と交流

1. いろんな機会をとらえて外部に人材を派遣することは人材育成のためにも非常に

重要なことである。また、外部の委員会から名指しで委員の委嘱があったら、たと えその人が現時点で他のセクションに異動していてもその人を派遣すべきである。

- 2. 外部で行われている各種の研究会に気軽に参加し、勉強する機会、また発表する機会を与え、やる気を出させることが必要である。
- 3. 種々の特定の課題について、シンクタンクなどにいる有能な人々に年限を限って 当館に来てもらってアドバイスをうけるようにしてはどうか。CIO 補佐官はその よい例である。

(i i i) その他

- 1. "国立国会図書館友の会"を作ってはどうか(当館の OB などに呼び掛けて NPO 法人を作って世話をしてもらう?)。雑誌を定期的に送ったり、講演会に優先的に参加できるようにしたり、いろいろなサービスができるだろう。
- 2. 雑誌記事索引の利用などは、大学生の卒論などの研究に欠かせないものであるから、もっと利用されるようにする工夫はないだろうか。たとえば大学に出向いて図書館利用についての出前講義をするとか、大学生対象の同種の講演会、講習会を大学図書館協会などと共催で開催してはどうか。

2007年6月13日

当館の新しい業務システムを設計するに当っての考え方

長尾 真

- 1. 業務システム最適化は、既存の各部課の取り扱う情報資源やソフトウエアシステムの枠をこえて、情報資源、ソフトウエア全体についての最適化を目指すべきである。
 - (注)情報システム資源が"館全体として最適配分される"のでなく、"館全体として 最適に統合化される"べきである。
- 2. 各部課で取り扱う情報資源をそれぞれ独立で考えるのではなく、出来るだけ1つのデータベースに統合し、それらを共有し、増強していくようにすべきである。
 - (注) この対応により、データ重複の排除、データベースの一元的管理、信頼性の向上、データ利用性の向上等の効果があげられるほかに、メンテナンスが楽になり、管理費が安くなる等の費用効果も発生する。
- 3. 各部課で必要とする機能を、統合的立場から、上手く有機的に連携した形でシステム を作るようにする。特に、関係部課が多く、データ量も多い基盤システムの設計にお いてはこれをよく検討する必要がある。
- 4. 市販のソフトウエア・パッケージを出来るだけ使うようにし、パッケージそのままではカバーできない必須機能がある場合についてのみ、特別な対応を付加するという方向で考えること。
 - (注) 市販のパッケージであれば、安定した機能が利用でき、常に改良された版が提供されるため、システムが時代(環境)と共に進歩することが可能になる。また、特別な対応も必要なく、独自開発と比較すると値段もはるかに安いし、保守費も安くつく。
- 5. "業務システムの最適化計画"は早急にたて、平成 23 年度にこだわることなく、可能な限り前倒しとなる対応(平成 21 年度中に完成も視野)を進めるべき。
 - (注) そのために関係部局課の連携がよくとれるような検討会を設定すべきである。 そして特にデータベース共有、外部情報資源の積極的利用について検討すべき である。
- 6. システムの概念設計においては、限られた担当者や館内部の人だけで進めるのではな く、図書館システムに詳しい学界関係者や利用者等からの意見を十分に聞く機会を持 つ必要がある。

- 7. RFI の作成、システム作成における入札のための詳細スペックなど、内部の担当者で作りにくい部分については、外部の適当な機関(入札に関係しない技術力のある企業等)を活用することも検討してはどうか。
 - (注) そうすることによって入札業者が真剣に対応せざるを得なくなり、結果として 業者に"ボラレル"ことが無くなる。

ネットワーク系電子出版物の収集範囲について(修正)

2007.7.9 長尾 真

表記のことについて、下記のように修正してみました。ご検討ください。

- 1. 国立国会図書館法 24条の収集対象となる機関の公開のネットワーク系電子出版物 は個別機関の承諾なしに定期的に(変更のないものは一度だけ)収集する。データベー スについては承諾の得られるものについて収集する。収集するネットワーク系電子出版 物の範囲は別に定義する。
- 2. 国立国会図書館法 25 条の収集対象となる者のうち、法人および法人でない学術団 体等については 24 条の収集対象となる機関と同じ扱いとする。その他のものについて は、その者の意思により提供されるネットワーク系電子出版物を収集する。その際
 - ・ その者の住所、氏名、その他を含む電子出版物メタデータを付与してもらうことと する(その記述に虚偽があれば罰せられる)
 - ・ その者が付す条件(一定期間非公開、など)で当館が定める方針に合わないものが ある場合には協議をする
 - ・ プライバシーの侵害、その他当館の収集方針に合わない内容を含む提供物について は、これを拒否することができる
- 3. 国内で作られたデータベースが廃棄される場合には、国立国会図書館に移管し、 館の運用規則によって利用に供する。

2007/07/09

参考業務に関連した活動についてのコメント

長尾 真

- 1 OPAC 等の検索は完全一致検索だけでなく、種々の工夫をしたあいまい検索が出来 ることが必要ではないか。
- 2 NDLC、NDLSH、典拠 DB などは広く各種図書館に無償で公開し、ダウンロード して加工して使うことを許可すべきではないか。
- 3 レファレンス協同データベースは、具体的な事例レベルのものが記憶されていて、 少しちがった表現でもヒットしない。したがって事例を数十万件に増やすか、事例 の文章表現をもっと抽象度の高いものにするかしなければ使いものにならないだろ う。
- 4 ナレッジ提供サービスの構築もほんとうに広く種々の人々に使ってもらうことを考えるならば、外部の専門家を呼んで研究会をやるとか、意見を聞くとか、そういった人達が開発しているナレッジシステムを教えてもらうといった事をするべきではないか。でないとレファレンス協同データベースのように役立たないものを作ってしまうことになる。

国立国会図書館60周年を迎えるに当たって

2007年8月 長尾 真

当館は来年60周年を迎える。その時にあたり、これまでの活動を総点検し、次の40年を視野にいれた理念、目標を明確化し、これを実現するための事項等を立案し、実行に移してゆくことを真剣に検討すべきであろう。本年末までに具体的計画を作るところまでもってゆくようにしてはどうか。これまでになかった新しい概念を導入し、うまれ変わってゆくことが必要である。

理念:知識は我らを豊かにする

目標:1. 国会に対するサービスはより密なものとし、シンクタンク的に活動する。

- 2. 日本の知的資産の網羅的収集(紙ベースおよび電子情報)を行う。
- 3. 収集物への迅速で適格なアクセスを可能にする。
- 4. 利用者がどこにいても来館者と同様のサービスが受けられるようにする。
- 5. 社会に対する多様なサービスを可能にする。
- 6. 公共図書館をはじめとする各種の図書館とのより密接な連携を行う。こうして 社会に対する間接的サービスを強化する。
- 7. 海外の図書館とのより密接な連携を行い、情報の共有・交換への努力をする。
- 8. 人材育成と職場環境のさらなる改善
- (a)国会に対するサービスは当館でなければ出来ない質の高いサービスへの努力が必要である。これは提供する情報の質だけでなく、国会、国会議員、その他関係者への丁寧な説明などのサービスを含む。
- (b)一般社会に対しては、これまで公共図書館等を経由した間接的サービスが中心であったが、今日の社会の情報環境の高度化と人々の情報リテラシーの向上を考えれば、社会に対する直接的なサービスに重点を移してゆくのが適切ではないか(特に40年先を視野に入れれば)。

戦略的優先課題:

- 1. 報告書、会議録などを含み、流通経路に乗らない出版物の収集。
 - ・"納本の日"などをもうけ、社会にPRすること。
- 2. Web archiving を軌道にのせること。
 - ・Web archiving についての有識者によるシンポジウム。
 - ・衆議院法制局との懇談会などによって理解を得る努力。
- 3. 納本から配架までの仕事を作業分析し、ベルトコンベアの流れ作業的な考え方で一連の仕事を再編成する方向の検討をしてはどうか。それに伴うソフトウェアシステ

ムの新しい設計も必要である。平均65日をもっと短縮すること(たとえば30日) が可能ではないか。

- 4. 図書館業務の効率化を、それを支える図書館基盤システムの設計と組み合わせて検討し、必要となれば業務プロセスの抜本的変更についても取り組む。
- 5. 複写サービスの時間短縮について、少しでも改善する方向の努力。
 - ・根本的には全資料を電子化するしかないが、たとえば40年かけて利用頻度の高い書物から年10万冊ペースで電子化する方針はどうか。
 - ・著作権問題が解決するよう文化庁により一層働きかける。
- 6. 社会に対するサービスは、まずは社会における認知度を高めることから始めねばな らないだろう。
 - ・魅力のあるPR誌の発行。
 - ・講演会シリーズ(年6回程度)。
 - ・文字活字文化の日などでのイベント、展示会など。
 - ・学生を対象とする図書館利用講習会(各大学では出来ない内容のもの、雑誌記事 索引などの利用技術、大学図書館協会などと共催する)。
 - ・情報アクセスへの高度な知的ガイダンスシステム(現在のナレッジ提供サービスよりももっと高度で広汎なもの)。
- 7. 公共図書館等との連携については、まずは当館のもつ資源を公開し、それらを図書館や図書館関係研究者がダウンロードして自由に使えるようにすることであろう。
 - ・NDL-OPAC、JAPAN/MARC、件名目録、その他をダウンロードして自由に加工し、使用することを許す。
 - ・近代デジタルライブラリー、その他の資料を公共図書館等にダウンロードして自由に加工して使うことを許す。
 - 8. 海外の図書館との連携を深めてゆくためには、こちらがやりたいことを明確にして、 種々の機会を使って交渉することであろう。たとえば、
 - ・中国、韓国の図書館と漢字関係データベースの横断的検索やデジタルアーカイブ におけるメタデータスキーマの共通化などができるよう協力する。
 - ・米国議会図書館に2、3ヶ月間職員を派遣して、交流を深めることを継続して行い、 両館の間の情報交換を密にしてゆく基礎を作る。

人材育成と職場環境の改善:

1. それぞれの職場における問題の共有。

職場で意見交換会を定期的にもち、大小にかかわらず職場環境の問題を明らかにし、 解決策を検討する。上司に持ちあげる課題を明らかにする。明るい職場作りを考える。

2. 部・課間の壁を低くする努力をする。

各部課の問題解決には関連する他の部課が関係するから、共同して検討する。 各部課が開催する種々の勉強会等に他の部課や、館内全体に参加を呼びかける。 他の部課からの問い合わせ、要請に対しては、特によく検討する。

- 3. (特に若い) 職員が外部の会合等に積極的に参加できるよう努力する。 学会、研究会その他の会合等に出て行って、他の世界がどのようになっているかを知るとともに、外部に多くの知人を作る努力が必要である。これが財産となって仕事の質の向上に還元される。
- 4. 外国との人事交流を短期・長期ともにもっと盛んにする。そのための予算を増やす。 これからは外国の情報を活用することが増々要求される時代となるから、当館・当館 の職員が直接・間接に諸外国にネットワークを築く努力が大切である。
- 5. 職場におけるコミュニケーションを良くし、お互いに気持ち良く働ける、働きがいの ある職場を作る努力をする。
- 6. 職員組合の要求事項について課長、係長がよく認識し、関係する課が協力して改善の 努力をする。

収集書誌作業の合理化について

2007.9.2 長尾 真

- 1. 納本されてから書架に配置されるまでの本の流れは、川の流れのようなものである
 - ・ 川の入り口の流量と出口の流量は同じである。そうでなければ川はあふれる。
 - ・ 入り口から出口までの水の流れの時間は、 「流れてゆくに要する時間(A) + 淀みによる滞留時間(B)」である。
- 2. 納本から配架までに要する仕事を分析し、それぞれにどれだけの時間を要するかを計測する必要がある。ここでは荒い仮定で考える。
 - 納本から配架までに10人の手を煩わすと仮定する(10の単位仕事)。
 - ・ 一人が一冊に半日の作業(単位仕事)を必要と仮定すれば、Aは5日間である。
 - ・ ある人の作業から次の人の作業まで、本の滞留時間が一日あるとすると、Bは 10 日である。
 - ・ したがって、A+B は 15 日、週末の休みを考えても 20 日あれば、本は入り口から出口に到りつくはずである。

3. 結論

- ・ 現在でも川幅が狭くて水があふれるという現象は納本から配架までの間で起こっていない。
- ・ したがって、一冊の本の流れ方は納本される本全体に当てはまる。つまり 20 日あれば本は入り口から出口まで行くはずである。
- ・ したがって、現在平均して 60 日以上要しているということは、本の滞留時間が大き過ぎるということであり、これは十分に改善の余地があることを意味する。
- ・ したがって、納本から配架まで30日以内を目標にすることは可能ではないか。
- ・ これは流れ作業のシステムの本の滞留時間を減らすことによって達成できるので あり、労働強化にはならない。
- ・ 収集部と書誌部との統合に当たっては、以上のこともよく考えて課や係の設計をする必要があろう。

「真理は我らを自由にする」について

平成 19 年 9 月 8 日 長尾 真

「真理は我らを自由にする」という言葉を、皆さんは図書館人としてどのように理解しておられるのでしょうか。館法に出ているから、これは金科玉条だというのは、「南無阿弥陀仏」をその意味を全く考えずに単に機械的に唱えているようなものではないでしょうか。まず、「真理」という言葉は軽々しく使われて良いものではないでしょう。20世紀中頃に科学哲学が明らかにしたことは、自然科学においても真理というものの存在について疑問を投げかけました。数学においては一つの体系の真理性はその体系の中では証明できないということが明らかにされていますし、物理学においても現時点で矛盾が見つからないから、その体系を是としているわけであります。

そこで「真理は我らを自由にする」とは、我々図書館人にとっていったいどういうことを言っているのでしょうか。物事の価値観が 180 度変わってゆく時代において、この言葉の「不易」は、図書館が知識や情報を提供することによって我々の自由な発想を保証することであり、「流行」は、この不易を実現するために図書館が今日社会にどのような形で貢献して行けるかということではないでしょうか。

そういったことを考え、私は、「真理」は知ることへの飽くなき努力であり、それは図書館人として今日的に言えば出来るだけの知識・情報を提供することである、そして「自由にする」は、そういった豊かな知識の上においてこそ、心を豊かに持ち、豊かな発想をすることが可能となることである、と考え、「知識は我らを豊かにする」と言い直したのです。豊かにするという言葉の意味を金儲けと解する人は、いまでは六本木ヒルズの人たちくらいなものでしょう。

この言い直しの是非はともかく、我々図書館人こそは固定的概念にとらわれず、また保 守的事なかれ主義に安住することなく、豊かな発想の世界に生きながら、不易の部分を大 切にして行くということが必要なのではないでしょうか。

「知識はわれらを豊かにする」について

平成 19 年 1 0 月 長尾 真

国立国会図書館法の前文に書かれている「真理はわれらを自由にする」という言葉を、皆さんは図書館人としてどのように理解しておられるでしょうか。館法に出ているから、これを金科玉条として使っているというのでは、「南無阿弥陀仏」をその意味を全く考えずに単に機械的に唱えているようなものではないでしょうか。したがって、このことについて少し考えてみたいと存じます。

まず、「真理」という言葉は軽々しく使われて良いものではありません。20世紀中頃に科学哲学が明らかにしたことは、自然科学においても真理というものの存在について疑問を投げかけました。数学においては一つの体系の真理性はその体系の中では証明できないということが明らかにされていますし、物理学においても現時点で矛盾が見つからないから、その体系を是としているわけであります。

真理と真実は違います。真理を知っていても自由になれずに苦しんでいる人たちは世界に多くいます。真実を知ることこそが、我々を自由にし、また我々をして正しい方向に向けて努力をさせる原動力となるのであります。しかし、真実を知ることは簡単ではありません。だからこそ図書館が中立的立場であらゆる資料をもらさずに集める努力をすることが必要なのであります。

そこで「真理は我らを自由にする」とは、我々図書館人にとっていったいどういうことを意味しているのでしょうか。物事の価値観が 180 度変わってゆく時代において、この言葉の「不易」は、図書館が知識や情報を提供することによって、個人個人が事実を確かめ、またそれぞれが自由な発想をすることを保証することであり、「流行」は、この不易を実現するために図書館が今日の社会の要求に対してどのような形で貢献して行けるかということではないでしょうか。

そういったことを考え、私は、「真理」は知ることへの飽くなき努力であり、それは図書館人として今日的に言えば出来るだけの知識・情報を提供することである、そして「自由にする」は、そういった豊かな知識の上においてこそ、心を豊かに持ち、豊かな発想をすることが可能となることである、と考え、

「知識は我らを豊かにする」

と言い直したのです。豊かにするという言葉の意味を金儲けと解する人は、いまでは六本 木ヒルズの人たちくらいなものでしょう。

この言い直しの是非はともかく、我々図書館人こそは固定的概念にとらわれず、また保 守的事なかれ主義に安住することなく、豊かな発想の世界に生きながら、不易の部分を大 切にし、流行の部分に対して大きな努力をして行くということが必要なのではないでしょ うか。

インターネット情報のアーカイビングの必要性について

長尾 真

- 1. インターネット上の Web サイトの情報は、明らかに一般社会に対して公開する意図を持って出されているものであり、出版物の一種と見なしてよいものである。これらはほとんどが紙では出版されない各種の貴重な情報(文書、画像、音声、音楽、その他)である。
- 2. これらはわが国の様々な活動の記録であり、国内の出版物が納本義務によってすべて国立国会図書館に集められ、保存・利用されているように、これを残してゆくことは国としての義務である。一種の文化財とみなせる。
- 3. インターネット上の Web サイトの情報は適宜書き換えられ、また消滅したりしているので、できるだけよく収集し保存する必要がある。
- 4. これらの情報の持つ価値は現時点の価値観で判断すべきものではなく、 時代とともに、また種々の観点から判断されるものであるから、どのよ うな情報も一様に収集の対象とすべきである。
- 5. インターネット上に公開されている Web 情報を国として収集・保存する 任務を負う機関 (国立ディジタルアーカイブ) を設立するべきである。 そこでは Web 情報の発信者に照会することなく、情報を収集することが 出来るべきである。
- 6. 国立ディジタルアーカイブに収集された情報を他の人が創作活動に直接 利用(引用)する場合には、その情報の著作権者の許諾を得なければな らないのは当然である。

2008年1月

国立国会図書館の諸問題を考える

館長 長尾真

昨年4月館長就任以来、館内各部所の仕事について勉強し、何度かあるべき姿について提言して来ましたが、創立60周年の年を迎えて、現在我々が直面している問題をできるだけ明確にし、改革の努力をすべきであると考え、以下のように問題点を整理しました。漏れている点や、私の勉強不足から誤解している点などあるかとは思いますが、これらの諸問題について、職員の皆様によく検討していただき、解決への努力をしていただきたいと存じます。

1. 国会に対するサービスの高度化、立法補佐機能の強化

- (i) 国会からの質問・調査依頼に対しては、そのテーマの大小にかかわらず、正副2名以上の チームを作って処理し、結果の報告は依頼者に面談により行うようにする。
- (ii) 一人ひとりが孤立したり、個人プレーに陥ることなく、課のなか、局のなかの相互のコミュニケーションをよくし、できるだけ共同作業を心がけることが大切である。
- (iii) 外部の専門家、学問分野の人達との交流を深め、もっとシンクタンク的な報告書を作るよう心がける。
- (iv) 予測調査の報告書などで一般的社会も関心を持つものについては、公開の報告会・講演会を開催してはどうか(5 (ii) を参照)。
- (v) 他国の国立図書館との連携を深め、種々のテーマについて各国の情報を継続的に入手するよう努める。
- (vi) 7 (ii) を参照。

2. 日本の知的資産の網羅的収集

- (i) 日販・東販だけでなく、30近くある他の取次業者とタイアップし収集する。
- (ii) 学術関係の学会会議録 (proceedings)、自費出版物、政府・公共団体関係の出す資料、大学の紀要、社史、年史などの収集の努力をする。
- (iii) 出版物の定義をゆるめ、これまで出版物とみなしていなかった各種資料類も知的活動の所産であり、日本の文化財であるとして収集するべきではないか。
- (iv) 古文書だけでなく、作家やその他の人の貴重な記録(マニュスクリプト)に対しても視野を広げる。
- (v)納本について、機会があるたびに広く各種の機関・企業等の図書館や社会に対してPRを 行い、一般社会の人々からの寄贈もできるだけ多く受けるようにする。
- (vi) 国立公文書館等との連携を強化し、日本の知的資産の網羅的収集についてより良い分担を する努力をする。

3. 利用者が求める情報への的確なアクセス、案内

(i)総合目録データベースの中にNDL-OPACを埋め込み、総合目録を情報検索・アクセスへの中心とすべきである。こうして当館にない資料に対してもその所在がわかり、そのサイトにリンクしていけるようにすべきである。そうでないと総合目録を作っている意味

がほとんどないことになる。 6 (iii) を参照。

- (ii) 6 (i) を参照。
- (iii) 外部MARCなどを利用し、書誌データ付与作業の効率をあげる。
- (iv) 各種の典拠データは過度に精密すぎないか。一般の利用者がアクセスする時に適宜使うであろうレベルにとどめ、少しの習熟でだれもがスムースに書誌データ付与作業ができるようにすべきではないか。(将来電子納本される時代になれば、これらの作業はほとんど全てコンピュータで自動的に行われるようになる。そのレベルの精密度を考える。)
- (v)納本から配架までの期間を30日を目標として短縮する努力をする。利用者は1日も早く新しい図書・資料を読みたがっていることを真剣に受けとめる。
- (vi)利用者向けの検索システムが堅すぎる。正確な語を与えないとヒットしないというのでは、 一般利用者には使いづらい。不完全一致を許し、また関連情報からの連想的検索など、種々 の検索ルートを(対話的に)与えることを考える。
- (vii) 自動的なレファレンスサービス機能は独立したものとはせず、利用者の検索プロセスの途中で利用できるシステム、即ち検索システムと一体化したものとすべきである。またレファレンスに使われる各種の情報資源は利用者も適宜利用できるようにすべきであろう。
- (viii) レファレンスサービスは今後ますます重要になって行く。したがって外部の有識者をそれ ぞれの専門分野でのレファレンス用員にお願いし、インターネット経由で(チャット)レ ファレンスをお願いするなどの工夫をしてはどうか(対価は支払う)。 5 (iii) を参照。
- (ix) 雑誌記事索引や新聞記事索引をもっと活用できるシステムを検討すべきではないか。 5 (iii) を参照。
- (x) 館内の読書机から持ち込みのPCがインターネットにつながる独立したネットシステムを装備し、利用者に対する環境を改善する。

4. 遠隔利用者に対する十分なサービス

- (i) 遠隔複写サービスの日数をできるだけ縮めるよう努める。こうして、来館者のめんどうな 複写要求プロセスと待ち時間のむだを出来るだけ軽減するために来館複写から遠隔複写に シフトしていく。
- (ii) 来館者と同様なサービスを提供するためには、図書・資料のディジタル(文字) 化が必要である。当館所蔵の主要な図書370万冊のディジタル化には約347億円が必要となる。著作権問題の解決も必要である。その実現に対してねばり強い努力を行う。 10(v),(vi),(vi),(vi)を参照。

5. 社会に対する多様で魅力的なサービスの提供

- (i) 図書館が社会にとっていかに重要かというPRの先頭に当館が立つべきであろう。
- (ii) 当館の社会における認知度をあげることが必要であり、魅力的な内容の講演会シリーズの 企画、読書月間、文字活字文化の日などに合わせた特別企画、これまでの月報からもっと 魅力的なPR誌への変身など、種々の企画をすべきではないか。国際子ども図書館の種々 のイベント、関西館のアウトリーチ活動を参考にすべきである。
- (iii) 大学図書館協会などと共催して、(大学院) 学生を対象とした資料活用講座などを実習をまじえて行い、当館が研究者にもっと活用してもらえるよう努力する。そのためにも 3(viii),

- (ix)が大切である。こういった学生の中から「ナレッジ提供サービス」システムの構築等を手伝ってくれる人が出てくるかもしれない。 6 (iii) を参照。
- (iv) 近代デジタルライブラリー、その他の魅力的な資料をダウンロードして個人の利用に供することをもっと PR してはどうか。

6. 公共図書館等とのより密接な連携・協力

- (i)「全国書誌」という言葉は偽りである。これからは当館だけで完全なことは出来ないということをはっきり認識(宣言?)すべきである。したがって全国の図書館と連携して、できるだけ完全なものにしていくこと、その中心的役割を当館が担うこと、という観点に立たざるをえないであろう。総合目録をもって全国書誌とすべきではないか。
- (ii) 当館の種々の電子資料(各種の典拠データ、レファレンスサービス情報、書誌情報・目録情報、総合目録、OPAC、近代デジタルライブラリー、その他)は公共図書館、その他図書館に自由にダウンロードして使えるようにするべきである。
- (iii) レファレンス協同データベースの構築はもちろんのこと、総合目録データベースの更新、 ナレッジ提供サービスシステムの構築・改善なども、公共図書館、その他図書館、あるい は学者・学生等にも協力をお願いし、そういった所からの意見も入れたシステム構築を進 めて行った方がよくはないか。構築には参加者のノルマを明示しなければ作業が進まない だろう。
- (iv) 8 (iii) を参照。
- (v)公共図書館等が廃棄処分する図書・資料類のリストを図書館間で共有し、必要とする図書館に移管するシステムを作って、図書・資料の有効利用をはかってはどうか。当館が所蔵していない資料も出てくる可能性があるかもしれないから、その面倒を当館がとる必要はないか。
- (vi)支部図書館間の相互賃借をスムースに行える方式、そのネットワークを検討すべきである。
- (vii) 支部図書館での当該省庁の報告書等の資料の十全な収集、当館への納本をお願いする。 100%近い納本があるように見えてはいるが、各種委員会報告・調査資料などはまだま だ不十分ではないか。
- (viii) 支部図書館から当館への要望をよく調査し、それに応える努力をする。場合によっては各省庁からの質問・調査依頼などを受け付けることも考えてはどうか。図書・資料の購入の要望を聞くようにしてはどうか(支部図書館は予算がほとんどない)。

7. 海外の図書館等との密接な連携

- (i) OCLCに加入すべきではないか。加入すれば業務量が増えるから困るという考え方がも しあるとすれば、それは図書館がはたすべき使命をわきまえていないと言わざるをえない だろう。業務量の増加への対処は別途解決すべき問題である。
- (ii) 米国議会図書館(LC) との密な関係は特に大切であるから、常時少なくとも1人LCに 滞在しているようにし、LCでの活動、特にLCの議会調査局関係の資料・情報を常時入 手するようにすべきではないか。こういった内容をニュースとして国会議員に流す。
- (iii) 中国、韓国の国立図書館とは具体的なテーマを設定して協力する。漢字文化圏という立場からの横断検索的なシステム連携を検討してはどうか。

- (iv) 関西館のアジア情報資料については収集・情報発信の強化をする。そのためにもアジア諸 国の国立図書館との交流を深める。
- (v) アジア諸言語の取り扱いは難しいから、不完全ではあっても機械翻訳システムの導入を検 討してはどうか。双方向の機械翻訳システムは我国だけでなくアジア諸国にとってもメリ ットがあろう。

8. 電子ジャーナル

- (i) 科学技術関係の電子ジャーナルがあまりうまく使われていない原因は、約2万5千もの電子ジャーナルがどのような領域のものかが利用者に分かりやすく提示されていないからではないか。あるテーマについてどのような研究論文があるかを有名ジャーナルだけでなく、たとえば中国のジャーナルなどにも自動的に探しに行くようなシステムを作る必要があろう。
- (ii) 多言語の文献を対象にするとすれば、不完全ではあっても機械翻訳システムを導入して、 少しでも助けになるようにすることを検討してはどうか。
- (iii) 機関(大学だけでなく研究機関等も)デポジトリが進んでいく中で、その総合的ポータルサイトの建設はどうなっているか。当館はそこでどのような立場に立とうとするのか。
- (iv) 国全体の科学技術情報基盤整備の中で外国科学技術関係情報(電子ジャーナル) について の当館の位置づけをよく検討すべき時に来ているのではないか。NIIやJSTその他と の協議も必要となろう。
- (v) 9 (iii) を参照。

9. 業務・システム最適化計画

- (i) 中間報告は妥当なものと考えられるから、各部局はこの線にしたがって、それぞれの業務 処理の仕方を合わせていく方向で検討することが大切である。個別特殊なことはできるだけやめるべきである。
- (ii) 外部の利用者にとって使いやすいシステムでなければならいないから、3に記したことを 実現すべきである。報告書の中でこの部分は検討が不足している。報告書の表1の (3),(4),(5)は一体化、融合したものとすべきである。
- (iii) 電子ジャーナルの提供システムはどのように位置づけているのか。8をよく検討すべきである。
- (iv) 計画が全体的に5年というのは長すぎる。リース期間がいろいろになっているのをうまく利用して、早くやれる部分はできるだけ早くし、全体的に4年で完成する方向の検討が必要である。たとえ1、2年リース契約を早く打ち切っても、そのペナルティにまさるレンタル料の低下をもたらすことが可能と考えられる。
- (v) このシステムが完成される頃までに情報システム全体(局のシステム、電子ジャーナル、 関西館等全て)を管理運営する部門を作り、ここが一括した責任をもつ組織形態にするこ とが必要である。
- (vi)以上のことを実現するために、本年度末までに作られる中間報告の線にそった最終報告は、 その後1年ごとに見なおし、計画を前だおししたり、改善修正したりする必要がある。

10. Webアーカイビング等

- (i) WARPについては許諾の得られるサイトを増やしていく努力をする。
- (ii) Webアーカイビングは、もし定期的に行うのなら、1ヶ月毎くらいの頻度で差分を蓄積していくシステムとすべきである。理想的にはサイトに変化があった時点を検出して差分収集を行うべきであろう。学界の有識者にお願いして実現する技術的な道をさぐる必要がある。
- (iii) We b アーカイビングによって蓄積したWe b 情報の検索システムにはもっと工夫が必要である。 3(vi),(vii),8(i) などを参照。
- (iv) 大学、博物館、美術館、資料館、その他に協力をあおぎ、PORTAをもっと充実させないと使い物にならない。デジタル・アーカイブをする機関はどんどん増えて行くから、こういった所を集めてコンソーシアムを作り、相互に協力し合う形を作ることが大切である。当館はその中心となるべきなのは当然であるが、これはうまくやらないと成功しないだろう。
- (v) Webアーカイビングを軌道に乗せるためには、何らかの法的な保証を必要とするが、多くの困難を乗りこえねばならない。国会議員、特に図書議連、野田聖子議員のデジタル・アーカイブ小委員会はもちろんのこと、著作権審議会、その他の国の関係委員会に理解していただく努力を継続的に行う。またこの分野の有識者等による公開シンポジウムを開催するなどして、社会にその重要性を認識してもらう活動をする。
- (vi) 図書・資料のディジタル化と電子納本(出版物とともにその元となった電子データの納入) の実現についても (v) と同様の努力が必要である。 4 (ii) を参照。
- (vii)「図書館において図書のディジタル化をしたら原図書は廃棄する」という条件を守ればディ ジタル化は可能である。この「原図書の廃棄」を永久の氷づけと解釈し、特別の書庫をも うけてそこに廃棄すればよいのではないか。

11. 職場環境の改善など

- (i) 明るく気持よく働ける職場作りに職員それぞれが意を用いることが大切である。特にグループや係や課の長となる人達にはこの事をよく認識していただきたい。
- (ii) その具体的方策は種々あると考えられるが、なんといっても職場における相互のコミュニケーションを良くするように努力すること、いろんな課題、困難な事などを1人でかかえ込むのでなく、近くの人と共有し、相談することのできる環境を上司が率先して作るようにすることが大切である。たとえば1(i),(ii)を参照。
- (iii)「国立国会図書館職員の心の健康づくり対策マニュアル」(案)を作っていただいた。これ をよく検討し、各部局・課に周知し実行していただきたい。
- (iv) 職員は常に広い知識を持つことが必要であるから、学会や研究会、その他の外部の会合に 参加し、勉強したり発表したりする機会を与え、やる気を出させることが必要である。上 司は常に部下の人材育成に意を用いるべきである。
- (v) いろんな機会をとらえて外部に人材を派遣することも必要である。外部の委員会から名指しで委員の委嘱があったら、たとえその人がその時点で別のセクションに移っていても派遣するような配慮が必要である。
- (vi) 各部課で外部の人に来てもらって勉強会や講演会などを開催するときは、他の部課の人達

にも通知し、だれでも関心のある人が参加できるようにするとか、ある問題を解決するための議論をする時に関係するほかの部課に呼びかけるなど、部や課の間の壁を低くする努力をする。

(vii) 外国への人材派遣をもっと活発に出来るよう予算を増やす努力をする。

納本制度60周年

国立国会図書館長 長尾 真

国立国会図書館は戦後すぐの昭和23年に旧帝国図書館を引き継いで新しく出発しましたが、その特徴は納本制度に支えられているところにあります。つまり国内で出される全ての出版物は1部国立国会図書館に納入することが義務づけられたのです。ただ義務といっても、その意味するところは出版されたものは国立国会図書館が責任をもって永久保存し、広く人々の利用に供するということで、いわば著者に代わって後世に著者の作品を伝えてゆく義務を国立国会図書館が負うということであるわけです。

国立国会図書館が集める出版物は法律によって図書や雑誌、楽譜、レコード、その他種々の物ということになっています。こういった出版物の納入状況ですが、いわゆる定価がついて流通している本や雑誌は100%近く集まっていますが、調査報告書などは約50%、レコードやCD、VTRなどの音楽・映像関係については40%弱という納入率にとどまっております。

これは出版者が1部を国立国会図書館に納入しなければならない、また納入すれば永久に保存・活用してもらえるということを知らないことから起こると考え、国立国会図書館が創立60周年を迎えた今年から"納本制度の日"を5月25日と定めて、社会に広くアピールすることにしました。

納本(納曲?)が日本の文化の保存と将来の創作活動の基礎になることをご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

ディジタル図書館の課題

長尾真(国立国会図書館長)

ネットワークの世界が目まぐるしく展開している。ぼう大な情報がインターネット上で作られ発信されているほかに、グーグルやマイクロソフト、ヤフーなどは世界の主要図書館と連携して図書のディジタル化にも本格的に乗り出して来ており、アマゾンは図書の内容検索サービスをするなど、強力なネット検索機能と電子図書とのリンクによって本の内容を直接調べることが出来るようにしつつある。

読者・利用者にとっての理想の姿は、どこにいても書誌的検索や内容についてのテキスト検索ができ、全体を読むことができるといった電子図書館環境が実現することであろう。こういったことを実現するためには、図書館として次の3つのことを実現しなければならない。

- (1) 既存図書・雑誌・資料のディジタル文字化。
- (2) 今後出版される出版物については、紙形態での出版物とともに、その元となった 電子形態での原本の取得。
- (3) 紙形態での出版物になっていないインターネット上の各種の情報の収集。

国立国会図書館においても、これらについていろいろと検討しているが、いずれも著作者の許諾なしに行うことは現行著作権法に触れる問題であり、また一方、ぼう大な著作物の著作権処理は簡素な手続きや制度が整備されていないこともあり、事実上、不可能と言ってよい。したがって、これらをどのように解決しながら貴重な日本の出版物の蓄積と活用を実現していくかが大きな課題となっている。その解決は、当然のことながら著作権者に不利益をもたらさないということが条件となるが、一方では国民の創造活動のために国民の財産としての図書館資源を活用するということにも十分な配慮がなされねばならない。

しかしこれは著作権者と、利用者あるいは図書館との対立というわけではない。今までになかった優れたアイディアを出すことによって、利益相反するかと思われた両者にとってウィン・ウィンの関係が作り出せる面白いビジネスモデルもあり得ると考えられ、お互いの利益につながる状況を実現する努力をすることが必要であろう。たとえば、過去の図書を国立国会図書館でディジタル化し、一定の制限のもとに、館内提供や都道府県立図書館等の限られた公的な機関の特定の場所・端末だけに提供するとともに、その図書の出版社が再版に利用したり、オンデマンド出版に使ったりするようにすれば、両者にとってメリットがあるのではないだろうか。

上記の(1)、(2) ともに、ディジタル文字データはインターネットを経由して自由に利用できることが理想であるが、それでは著者、出版社は成り立たない。したがって種々の利用上の制約を科すのは当然であろう。たとえば官公庁の資料は自由、学術研究関係の本・論文等は著者が自由使用を宣言したものについては自由、それ以外の図書・資料については、たとえば出版後5年を経るまでは電子閲覧に供さない、その後はたとえば冊子の

10分の1だけであれば遠隔からも自由閲覧ができる、また館内での閲覧は自由、複写サービスは従来の条件の範囲でディジタル文字データから行える、といった条件を設定するというのはどうだろうか。現在図書のマイクロフィルム化を著作権にかかわらず行っているが、マイクロフィルムはリールを巻きとり読むのに手数がかかって効率的でないうえに、30年たったものは劣化が始まっており、これからどうするかが大きな問題になっていることを考えれば、マイクロフィルム化にかわってディジタル化するということだけでも、いろいろと効果があるのである。

(3)のインターネット上の情報の収集については、全てのウェブサイトを収集するのは実際上無理であるので、官公庁や学術機関等のウェブサイトを収集するところから始めるのが妥当と考えられる。この場合も、官公庁はともかくとして、その他のサイトの収集については許諾を得ることが必要となるが、その数はぼう大となる。したがって、いちいち許諾をえずに収集できるような法的な裏づけが必要となる。またウェブサイトの情報は複雑にリンクが付いているし、データベース検索機能が付いている場合に、そのデータベースを全て収集の対象にすることができるかという問題もある。いずれにしても今後相当に深い検討を要する課題である。

以上に述べたように難問は山積しているが、解決できるところから解決し、我が国の各種の図書・情報資料を収集・蓄積し、利用に供する努力を最大限にすることが国立国会図書館に科せられた使命であると自覚し努力したいと思っている。

来年度へ向けての課題

平成 20 年 3 月 2 7 日 長尾 真

今回が本年度最後の館議となりました。昨年4月に館長に就任しまして面食らったことが多々ありましたが、皆様も大変困惑されたのではないかと存じます。

この一年間、私は外から見る立場、利用者の立場から、国立国会図書館の業務はどうあるべきかということを中心として、大小いろんなことを皆さんに申し上げてきました。皆さんはそれをよく受け止め、できるところから着実に実行に移してきていただいていることに深く感謝します。簡単に実行できないことも多々ありますが、少なくともそういった課題があることをよく認識し、適切なタイミングで解決していってくださるものと期待しております。

我々が常に念頭に置かねばならないことは、実に常識的なことですが、次の三つであると存じます。その一つは来館して図書館を利用する人に十分なサービスを提供するとともに、それと出来るだけ同じ質のサービスを来館できない地域に住んでいる人たちにも提供することであります。もう一つは社会と人々の活動の記録をできるだけ漏れなく集め、保存し、適切な形で提供できるようにすることであります。三つ目は国立国会図書館が国内の各種の図書館をリードしながら、図書館はもとより、公文書館、美術館、博物館などとも相互協力し、日本の図書館活動をより良いものとし、利用者を増やし、文化国家としての日本の実質的な基盤を形成することであります。

この三つの目標を実現してゆく過程に存在する種々の問題点がこの一年間にかなりはっきりしてきましたので、私としましては来年度はこれらの問題をできるだけ解決してゆく努力をする年であると考えております。

その第一は図書・資料、音資料等のディジタル化の推進、従来のマイクロフィルム化からディジタル化の方向への転換の推進、Web 情報の収集を本格化させるための法整備等に注力することであります。第二は納本率の向上の大切さを広く全国の人々に知ってもらうことであります。特に政府関係機関、公共的機関、地方出版社などの各種出版物等を漏れなく集めることにさらに努力する必要があります。

第三はできるだけ多くの各種図書館と協力し、総合目録データベースを充実し、これを中心に図書資料の検索をするシステムを作ることによって、当館にない資料についての所在を利用者に知らせるとともに、PORTAやレファレンス協同データベース構築への参加館をできるだけ増やし、利用者の検索の便を図る必要があると思います。将来は総合目録データベースと PORTA、さらに Web アーカイビングのシステムをどのような形に有機的に統合し、他機関のデータベースとの横断検索をより良く実現するかについても検討しなければならないと考えます。

こういった課題を解決するため、それぞれの課題について責任をもつべき所と人を明確 にする必要があるでしょう。 私として来年度に努力すべきもう一つの大きな課題は館内の職場に関係する諸問題であります。その一つは職員の人事計画です。Generalist と Specialist の双方のバランスのとれた養成の仕方、人物評価の具体的基準、職員の配置転換の仕方、調査及び立法考査局と他部門との人物交流の仕方、キャリアパスの設計といったことをできるだけ明確なものとし、館内によく周知する努力が必要であります。

第二は、最近作っていただきました"心の健康づくり対策マニュアル"を皆が実践すると共に、職場での部課を越えた職員同士のコミュニケーションを図り、職場を明るくし、やりがいのある仕事場にする具体策をいろいろと立案し、実施に移し、改善してゆく努力をすることであります。

新規採用の人が入館してから三年間の期間は特に重要であります。その人たちにはやりがいのある仕事、難しくて責任を伴う仕事を積極的に与え、定期的に仕事内容の報告を聞き、困難な問題については常に相談に乗るなどし、先輩はむしろ逆に新入職員の仕事の補佐をするというくらいのやり方を取ることが大切です。新入の人、部下の人の能力を最大限に引き出すことが上司の最大の役目であることを自覚していただきたく存じます。

第三は組織の問題であります。この4月には収集部と書誌部の統合が行われ、収集・書誌作業がより一貫したものとなってゆくことが期待されますが、これから特に検討しなければならないことは、ディジタルシステム関係であります。

電子図書館基盤システムをもっとスマートなものにする詳細設計をどうしたらよいかということ、関西館のディジタルアーカイブシステムの設計・製作などが必ずしもスムースに行っていないこと、各部局での電子システムの維持管理がそれぞれ個別に行われていて、その部局の上司や長がその専門でないためにその責任を取れないでいるという実態、などが問題であります。我々図書館職員のこの方面の知識・能力の限界、人材不足といったことがあり、システムの概念設計だけでも長い検討期間をかけているにも関わらず、数年先のあるべきシステムの概念が打ち出されていないといったことがあります。全体にもっとスピードをあげる必要があります。

こういったことをどうするかについてもっと目を向けるべきでしょう。近い将来、電子情報部を作り、この分野の専門家を計画的に雇うといったことも検討すべきではないでしょうか。

4月以降、ディジタルアーカイブ関係については、国立国会図書館法の改正、あるいは 文化審議会著作権分科会、政府の知的財産戦略本部等への対応など、多くの仕事が出てく ることは明らかですから、こういった問題を処理する特別チームを作ることが必要と考え ます。

その他いろいろな問題がありますが、私としては以上に述べましたことを来年度の重点 課題として努力してゆきたく思っておりますので、よろしくお願いします。

2008.4.2

総合目録データベースについて

長尾 真

1. 利用者はある本を利用したいという時、総合目録データベースを検索すれば、それがどの図書館にあるかが分り、それを所蔵している最寄りの図書館に見にゆく、あるいはその図書館から貸し出してもらうことを自分の町の公共図書館等にたのむということが出来るようにすることは、図書館の総本山である国立国会図書館の義務ではないか。まず、こういった認識を我々が持つべきではないか。

公共図書館間の相互貸出しは負担が多いということであれば、国立国会図書館にある場合には、そこから貸出すことにすればよいわけである。

- 2. これを実現するためには広く公共図書館等に協力を呼びかける必要がある。各図書館が持っている OPAC を国立国会図書館にダウンロード (アップロード??) させてもらえれば、所在情報をも含む真の全国総合目録データベースを作れるのではないか。これを年何回か定期的に行えばよいわけで、そういう点からは公共図書館等にはあまり負担にならないのではないか。また結果のデータベースは公共図書館等との共有財産とする。
- 3. 現在進めている最適化計画に入らないというのなら、NDL-OPACシステムをこの中に吸収することを含めて、新たな計画としてこれから5年先に完成することを考えて計画を進めてはどうか。そのスタートは2. に述べた公共図書館等の協力の合意をとることであろう。

情報システム部の必要性

2008.4.4

長尾 真

"来年度へ向けての課題"に理由もつけて書いておきましたが、当館全体の情報システムを統一的に管理し、発展させてゆく責任部門として情報システム部を作る必要があるのではないでしょうか。その役割として以下のようなことが考えられます。

- 1. 各部局での情報システムの管理と運用(また、場合によってはその部門のコンテンツ作成などの支援も?)は情報システム部から各部局に派遣された人たちが行う。 各部局に派遣された人たちは、そこでの仕事内容をよく把握したうえでシステムの管理・運用にあたる。
- 2. 各部局におく情報システムのハード・ソフトは情報システム部に属し、コンテンツとシステムの使用はそれぞれの部門の責任である。
- 3. その部門のシステムの改良や新しい計画・設計等は、その部門に派遣された人たちが要求をよく把握したうえで、情報システム部の中で相談しながら行う。各部門、あるいは館全体の情報システムの入れ替え、保守等については、情報システム部が外部業者に一元的に対応する。情報システム部は館の情報システム全体の将来計画策定等の中心となる。
- 4. 情報システム部には徐々にコンピュータの専門家を採用してゆき、部全体の1/2 (?) 前後まで持って行き、その人達のキャリアパスを情報システム部の中だけでも 作れるようにする。情報システム部のその他の人たちは図書館司書採用の人とする。
- 5. 情報システム部から各部局に派遣された人たちはその部局の長の監督下に入るが、 定期的(毎週1日?)に情報システム部の上司に状況報告するとともに情報システム 部固有の仕事にも参加する。各部局での情報システムの問題の解決、将来計画の策定 等は派遣された人を中心としながら情報システム部の責任において行う。
- 6. 関西館については情報システム部の支部を設け、支部の内は上記と同様とするが、 支部に一定の自律性を与える。
- 7. なるべく早く検討結果をまとめ、概算要求に持ってゆく?

日本出版学会講演資料 2008.4.26 長尾 真

ディジタル時代の図書館と出版

- [I] 議論の前提となる環境条件として以下のことを想定する。
- 1. ディジタル化への流れ
 - ・音楽はほとんどがインターネット配信で聴く時代である。
 - ・音楽のインターネット配信による売り上げが店頭の CD 販売を抜いた。
 - ・映像についてもそうなってゆくだろう。
 - ・私的なディジタルコピーへの著作権料の課金が、録音装置の価格への上乗せから、利用者のコピー回数に応じて個別に支払う方式に移行の検討が始まった。
 - ・本、雑誌、新聞なども、製作経費、流通経費等のことを考えると、同じようになって ゆく可能性が高い。

2. 紙資源の節約

・紙のために毎年地球上の膨大な森林が消滅している。CO2 問題、地球温暖化問題を少しでも緩和するためには、紙の消費量をできるだけ減らすことが重要である。

3. 情報技術の進展

- ・ソフトウエア技術が進み、コピー制限、他への転送の禁止、一定時間後のテキストの 抹消といったシステムが作られるだろう。
- ・コストをほとんどかけずに少額の課金を広い読者から集めることの出来るシステムが 可能だろう。
- ・軽くてポータブルで小さな文字がはっきり読める広い画面の表示装置が作られる。

[II] 以上の前提に立つと出版物は将来かなりの割合が電子形体で出されると考えられる。 そうなったときの出版界と図書館との関係を以下に論じる。

1. 学術出版の電子化

- ・学術出版、特に学術雑誌はコスト的に成り立ちにくい。
- ・電子投稿、電子査読、電子編集、電子配信によってコストダウンされ、しかも早く読 者に届くようになりつつある。
- ・機関デポジトリが中心になってゆくだろう。大学図書館はこの役目と専門図書、電子 ジャーナルの取り扱いが中心となるか?

- ・学術論文を個人のサイトで公表する場合も、査読システムを通る形にする必要がある。
- ・学術論文が査読システムを経たことの認証を登録する機関として国立国会図書館が機能することも考えられる。

2. 新聞の電子化

- ・現在のインターネット上の短い抄録程度の新聞情報では満足できないが、新聞紙を買 うよりはテレビを見る方が選択されるのではないか。
- ・ 軽くて読みやすいポータブル端末が安く買え、新聞の記事単位、テーマ領域単位でダウンロードでき、安く読めるようになれば、この使用法が普及するだろう。もちろんプリントや他への転送はできず、数時間たったらダウンロードした記事は消えるのでよい。
- ・ 記事を紙面で保存したい人は別途有料でアクセスしなおし、一回のプリント出力が許されるようにする。

3. 本、雑誌

- ・使いやすい端末が出てくれば雑誌はほとんど電子的に読み、冊子体のものは使われなくなってゆくだろう。
- ・過去の雑誌の記事をテーマ等によって検索したいという要求は多い。種々の雑誌を横 断的に検索できることが必要である。
- ・本の場合はその種類によって冊子体と電子本とのどちらの出版形態が優位かが決まってゆくだろう。一回読めばそれでよい場合には電子本か。
- ・料金は一冊、あるいはダウンロードする頁数によって決める。プレビューは無料。プリントや他への転送は出来ないが、端末内で保存し、何度でも読める。
- ・一度電子本で読んで(あるいは拾い読みして)、冊子体の本でゆっくり読みたい人は端 末から注文して別途出版社から有料で本を入手する。
- ・本の形態に愛着が特になく、頁数の多い本の場合には、オンデマンド出版もありうる。

4. 関連業界の将来

- ・インターネット上にあらゆる情報が発信される状況の中で、出版社・編集者の知のゲートキーパーとしての役割はますます重要となってゆく。
- ・出版社は電子本を直接読者にダウンロードで販売するようになるだろう。したがって 書店は徐々に減ってゆくだろう。
- ・雑誌・本などの取次業、新聞配達業は縮小されることになるだろう。
- ・印刷業についても同じ。
- ・新聞社は事業内容を変えてゆくことになるだろう。輪転機はなくなってゆく?
- ・学術雑誌をだす学会は著者の投稿料と利用者の安いアクセス料でまかなう。

5. 大学図書館

- ・専門書、学術書、電子ジャーナルに集中。
- ・電子版の専門書、学術書、教科書などの学内での閲覧については適当な制限が必要に なるだろう。制限条件によって電子本の購入価格が変わるだろう。
- ・機関デポジトリの充実。
- ・レファレンスサービスの充実(特に各講義科目について)。

6. 公共図書館の新しいビジネスモデル

- ・公共図書館あるいは国立国会図書館に入れられた本の所在情報は国立国会図書館の全 国総合目録データベースによって知ることができる。したがって出版社は国立国会図 書館に電子納本すれば、その時点で利用者や公共図書館にその存在が知られる。利用 者は電子本を出版と同時に電子的に購入することが出来る。
- ・利用者は全国総合目録データベースを利用して、電子本をどこにいてもどの図書館からも直接に(無線で)一冊単位、あるいは頁指定でダウンロードで借りられる(一回最大3百頁? コピー不可、転送不可、一定時間後自動消去)。したがって公共図書館間での電子資料の移送はない。
- ・[モデル1] 図書館は電子本を購入する。従来の紙の本の利用(無料)と同じとし、同一の電子本を同時には一人しかダウンロードで借りられない(現状とあまり変わらず、ディジタル時代の特徴を生かした方法ではない)。

• [モデル2]

- (1) 出版社は電子本を図書館に無料で提供する。
- (2) 同一の電子本を同時に何人でもダウンロードで借りられる。
- (3) 利用者はダウンロードごと(プレビューは除く)に、最寄りの図書館へ行く交通 費の数分の一相当額を図書館を経由して出版社に支払う(一回50円程度?電子 本の購入費の数分の一以下?)。これはダウンロード手数料とみなし、図書館は無 料で利用できるという原則には反しないと考える。
- (4) 館内での閲覧は無料で同時に何人でも読める。
- (5) 図書館は、それぞれの本の館内利用者のダウンロード回数(あるいは取り出した 頁数)に応じて、その本の出版社に利用料を支払う。これはモデル1の図書館の 電子図書購入費よりも低い額で済むだろう。電子本のプレビューについては回数 に数えない。
- (6) 図書館はハンディキャップを持つ人に対して種々の電子的読書支援をすることが 出来る(拡大表示、自動朗読、点字化など)。
- ・ダウンロードの際にその出版社の出版情報など PR 情報がつけられる。
- ・ダウンロードの際に一般企業の広告がつけられる。この広告料の一部はその出版社に

わたり、他は図書館の収入とする。

・図書館は記憶装置の容量などから電子出版物の選書の権利を持ち、また何年かして利用がほとんどなくなった電子出版物は消すことが出来る。

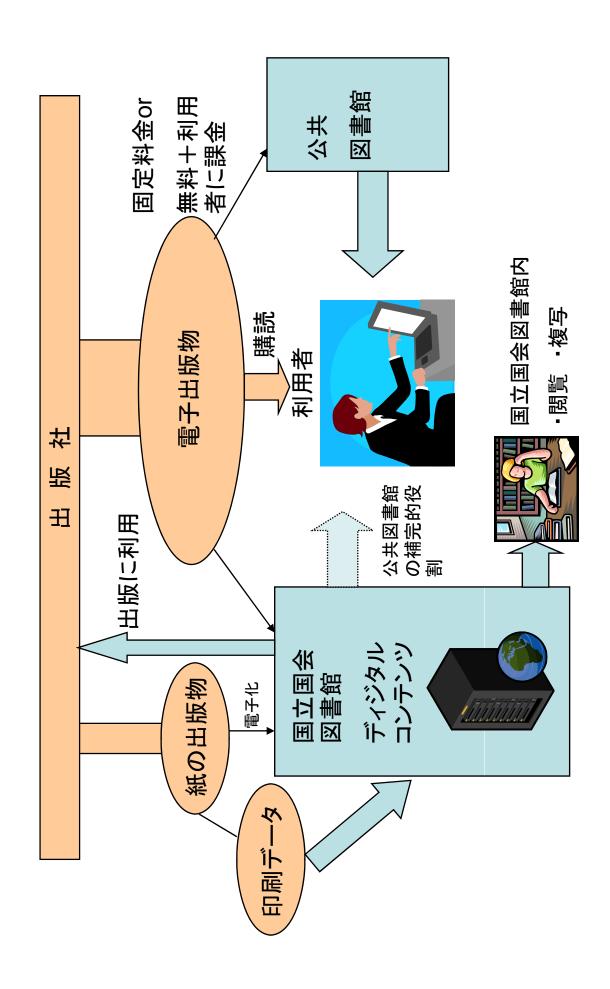
7. 国立国会図書館は?

- ・日本のあらゆる出版活動の産物 (紙媒体、電子媒体、その他) の網羅的収集と永久保存の義務が課されており、わが国の知的活動の継承発展に出来るだけ良く貢献することが期待されている。
- ・国民の税金で運営されていることからも、来館できる人だけでなく、あまねく日本中 の人に来館者とできる限り同等のサービスを提供することが期待されている。
- ・そのために電子出版物の受け入れ、過去の出版物の電子化が必要である。
- ・このディジタルコンテンツの遠隔利用者への提供については、全国の公共図書館での 同一出版物のディジタルコンテンツの提供が数か所以下になった時点まではしないこ とにする。どの公共図書館でも取り扱わない電子出版物については、国立国会図書館 でいつでも提供が出来る。来館者にはいつでも館内での閲覧に供する。
- ・利用者は国立国会図書館の電子資料に直接アクセスできるので、電子資料を公共図書 館にダウンロードすることはない。
- ・国立国会図書館は納本制度に支えられていることから、公共図書館の場合のように利用者のダウンロードに対して出版社に対価を払うことはできない。
- ・したがって、国立国会図書館のディジタルコンテンツの外部への提供が可能となった 時点でも、公共図書館の場合と違って、無料で同時に一人にしかダウンロードしない。 館内閲覧でも同時には一箇所の端末にしかダウンロードしない。端末で一定の時間頁 がめくられない場合は自動的に返却扱いとする。また一定時間後に自動消去される。 複写は限定された頁数とし、館のチェックの後、館側でコピーし利用者に提供する。

8. ディジタル時代の新しい出版・図書館モデルの効用

- ・利用者は好きなときに好きな本をダウンロードして読める。図書館利用における手数 料/利用料は十分に見合う額だろう。
- ・出版社にとっては、印刷製本費、流通経費や書店への委託費等が不要となり、収益が 大幅に向上する。また広告収入も期待できる。返本がなくなり、地球資源の節約にな る。
- ・図書館にとっては、貸出係を減らせるし、書庫のスペースが減らせる。
- ・国立国会図書館では電子出版物にISBNに類するIDを付与し、その電子出版物の 種々の変化形の出版(子ども向け、イラストつき、動画化版、・・・)に識別子を付け ることが考えられるほかに、関連する図書・文献へのリンク情報を十分につけ、簡単 にジャンプしてゆけるようにし、充実した読書の出来る環境の整備を行う。

- ・これをもとにして一般の図書館のレファレンス係は種々の図書へのアクセスが増える ような適切な案内を行う。またこうして広告による図書館の収入を増やす努力をする。
- ・この図書・資料の充実した利用案内の機能によって、一般の図書館はこれから出てくるであろうネット書店喫茶などとは質的に違う役割を果たす。
- ・結局、公共図書館は著者・出版社と読者との間のつなぎ役(出版物の一種の取次)と して、また情報探索の案内役として機能することが期待されてゆくことになるのでは ないか。
- ・国立国会図書館は出版物の電子データを永久に保存するので、出版社はいつでもこれ を自社の目的に自由に利用することができることにする。過去の出版物を国立国会図 書館で電子化した場合も同様とする。こうすれば各出版社で出版物のディジタルコン テンツを持つ必要がなくなる。
- ・国立国会図書館は出版社の電子出版物デポジトリとして機能し、利用者から出版社へ 来る購入の注文はこのデポジトリに転送され、ここから供給することにすれば、出版 社はディジタルコンテンツを持つ必要がなくなる。
- ・国立国会図書館は利用者のアクセスに伴って、公共図書館の場合のように企業の PR 情報をつけるなどのことはできないが、アクセスされた出版物に関連したその出版社の他の出版物へのガイド等の自動的なレファレンスサービスは可能である。



国立国会図書館の目指すべきこと

2008.5.1 長尾 真

- 1 日本のどこにどのような情報が存在しているかを常に把握し、問い合わせに(自動的に)答えられるようにすること
 - ・全国の図書館の OPAC の総合的なポータルを作る?
 - ・Webページの網羅的収集
- 2 全国の公共図書館への種々の支援
 - ・J-MARC を迅速にアップデートし、公共図書館にダウンロードして利用できるようにする(できれば個々の書店にも無料で)
 - ・レファレンス協同データベースを充実し、公共図書館で質の高いレファレンスサ ービスを可能とする
 - ・電子ブック化して迅速に公共図書館に貸し出す
- 3 公文書館、美術館、博物館などとの連携の具体化
 - ・目録データベースなどの相互リンク
- 4 外国の図書館との連携の具体化
 - ・日・中・韓の図書館システムのリンク
 - ・OCLC とのリンク
 - ・米国議会図書館との関係の強化
- 5 柔軟性をもった情報システムの構築
 - ・書誌データ、典拠データ、OPAC 等には常にある程度の誤りが存在することを前提とし、それでも欲しい情報が取り出せるシステム
 - ・あいまい検索ができ、関連した情報に自動的にリンクしてゆけるシステム
 - ・このようなシステムを作ることによって、ベテランでなくても書誌作業ができ(一定以上の厳密性を要求しない)、スピードも上げられ、公共図書館等のデータなども併合して使えるようにする
 - ・電子納本されたとき、(半)自動的に書誌を作り、人手をできるだけ省略する方向 にゆく
- 6 2部納本の実現とそれに対する体制
 - ・書庫スペース、収集書誌作業の増加
- 7 日本中の人たちに来館者にできるだけ近いサービスを提供できるよう努力すること
 - ・図書の電子化、電子納本の実現

最近の検討状況、進捗状況についておたずねします。

- (1) 納本から配架までのスピード向上の検討はどうなっているのか。
- (2) 書誌作業・典拠データ作成等における考え方を、以下のことを考慮して 明確化する必要があるのではないか。
 - (a) これらの作業に誤りやあいまいさが生じるから、正確を期すために作業をますます精密化して来たのが、これまでの歴史だったのではないか。精密化はしばしば抜きさしならぬ矛盾を生じる。
 - (b) 利用者は、"分からない・知らない"から検索をするのであって、そこには本質的にあいまいさや誤りを含む。
 - (c) この(a) と(b) は相反し、ギャップがありすぎる。利用者に(a) の方向を要求することはできないから、利用者の立場に立ったシステムとすべきである。
 - (d)(b)を前提とした人工知能的アプローチのシステムを作り、(a)の作業はなるべく(b)のレベルに近いところにとどめるべきである。
 - (e) こうして効率をあげ、作業スピードをあげるべきである。
- (3) NDL-OPAC でなく、総合目録を中心においたシステムを作り、欲しい資料が当館にないとき、どの図書館にあるかを利用者に知らせ、さらにそちらにリンクしてゆけるようにすべきである。総合目録に誤りが多く含まれるという心配は上記(2)のシステム概念によってなくしてゆくべきだろう。
- (4)以上のことを次期基盤システムに盛り込むこと。これをぜひ実現してもらいたい。

平成21年を迎えて

2009年1月5日 国立国会図書館長 長尾 真

新年明けましておめでとうございます。

今年の通常国会は今日から始まりました。皆様には新年早々ですが、よろしく対応のほどをお願いしたいと存じます。さて、昨年の後半からの経済の低迷はまだまだ続きまして、また今年は選挙の年ということで、この1年がどういう状況になって行くかはまったく予断ができない、といった年であります。しかし、こういった時にこそ、私どもはしっかりと足を地につけて着実に進んで行くという心構えが大切であります。今年もどうかよろしくお願い申し上げます。

さて情報社会の進展は相変らず急速であり、インターネット上での新しい動きが盛んであります。ブログが広まり、SNSも種々の展開をしております。アマゾンやグーグル、ヤフーといったところの活動も目をはなすことが出来ません。グーグルは本をどんどんディジタル化し、部分的に読者に見せるブックサーチというシステムを提供しております。これは出版社との間で問題をおこしておりましたけれども、ある種の妥協が出来あがり、今後ますます進んで行きそうであります。これはある意味で図書館の未来形を先取りしていると見ることも出来るわけであります。

2011年7月にはテレビ放送は全てディジタル化されるということになっておりまして、そこでのサービスは単に映像が受信されるだけでなく、今まで以上の種々の文字情報、画像・映像情報がオンデマンドで自由に見られるという状況になってくるでしょう。そしてこれらは単に家庭のテレビで楽しめるだけでなく、携帯電話などでどこにいても自由に見られるという環境が出現するわけなのであります。

このような社会環境が作られていく中で、人々は新聞や本を読まなくなってきていると言われております。事実、新聞社はどこも経営が難しくなって来ており、米国のクリスチャン・サイエンス・モニターは今年の4月

から紙の新聞をやめ、パソコンなどで読む電子新聞だけにすると報じられております。このように E-book 読書端末はすでにアマゾンのキンドルやソニーの端末が米国で普及し始めており、あと 2,3年すれば新しいフィルム状の端末などが出てくるといわれております。このように雑誌はもとより本などの出版物も徐々に電子の世界に移っていきつつあり、10年先にはどのような状況になっているかは現時点では全く想像ができないといった変化が起りつつあります。

出版物が少しずつ電子出版物となってゆくということは、その流通経路がネットワーク経由となり、読者は直接出版社や電子的取次業者にアクセスするようになるということですから、町の書店がどんどん消えていく可能性があるわけであります。電子化でなくても本離れといわれている今日では、地方の書店、小さな書店がかなりつぶれていっているという事実があるわけであります。

こういった中で、図書館はこれからどのように変わっていくべきかが大きな課題であります。昨年のIFLAの年次大会や同時に行われました国立図書館長会議においてもディジタル化に関する課題を中心に種々論じられましたし、昨年10月に当館で開催しましたアジア・オセアニア地域国立図書館長会議においても同様でありました。しかしながらどのような方向に図書館が展開していくべきかについての確たるものはいまだに明確にはなっておりません。ここ当分は社会や出版界の状況・変化を見ながら方向性をさぐっていくという状況を続けざるを得ないと思われます。

さて昨年は国立国会図書館の60周年ということで一連の行事を行いました。それらは講演会やシンポジウム、展示会、さらにはアジア・オセアニア地域国立図書館長会議とその公開シンポジウムなど、いずれも関係者の努力によって好評のうちに終了いたしました。また当館の生命である納本制度をできるだけ完全に実施されるようにするべく、5月25日を納本制度の日と定め講演会等を行いましたが、今年もひきつづき納本制度を広く知ってもらえるようなイベントを納本制度の日を中心に考えねばならないと思っております。

長年続いてまいりました国立国会図書館の月報をカラーのA4判に改め、 内容にも新たなものを盛り込むなど、イメージを一新して、当館の活動を 広くよりよく知ってもらう努力も開始いたしました。これらはいずれも昨 年の年頭にかかげました国立国会図書館の7項目のビジョンを実現して いく活動として位置づけられますが、今年もひきつづき種々の努力をして いく必要があります。

アジア・オセアニア地域国立図書館長会議のほかに、日中韓三か国の協力会議も開催し、具体的なテーマのもとにより一層の協力を進めて行く道筋をつけられたのも1つの成果でありました。公共図書館との連携については、種々の研修プログラムを実施するとともに、研修の出前サービスをあちこちで行うなど、具体的な実をあげていただいております。これは大変好評で、各方面からの要望が高まっており、今年はより充実した活動になっていくことが期待されます。

こういった中で、昨年は幾つかの難しい問題も起きました。中でも米兵による犯罪の裁判権に関する資料の非開示、官庁職員名簿の利用制限などの図書館の使命に微妙にかかわる問題は深刻な問題でありました。こういったことは今後とも出てくる可能性がありますので、図書・資料についての利用制限等の判断についてはより慎重に、透明性の高い、充分社会に説明できる形のシステムにしていく必要があり、検討を進めていただいているところであります。

今後の課題としては、webアーカイビングの法制化があります。これはディジタル化の進展する中で、いわゆるボーンディジタルと言われている、紙に印刷されずネット上だけに存在する価値のある情報を収集・保存するためのものであります。まずスタートとして、国、地方公共団体、国立大学、独立行政法人等のwebサイトの情報をひとつひとつ許諾をとらずに集めるために国立国会図書館法の改正を本通常国会に提出すべく努力してもらっております。

また文化審議会著作権分科会において図書・資料のディジタル化についての道を開いていただきましたが、詳しくは出版社等の関係団体との協議によるということになり、昨年秋に3度にわたって協議してもらいました。その結果はかならずしも満足すべきものではありませんが、とにかくディ

ジタル化に向けて一歩前進したといえるでしょう。従来のマイクロフィルム化という当館の方針からの大きな転換点に立ったと言えるわけであります。この保存のための資料のディジタル化は旧い雑誌から始める予定ですが、歴史的音盤のディジタルデータのアーカイブを開始するのも新しくスタートする活動であります。

こういった中で3年先を目ざして、当館の図書館情報システムの全面的な更新の計画を進めておりますが、今年は最も大切な年であります。新しいシステムは利用者にどのような新しい便利なサービスを提供できるか、館内の業務をどのように変えれば効率よく仕事がよりスムーズに行えるか等について詳細な設計を行うべき段階に来ております。

その際特に大切なことは、どのような資料が日本のどこにあるかという 日本中の資料の所在情報を集中的に管理し、利用者を案内するという機能 を当館が持ち、利用者がこれを便利に使えるようにすることであります。 こういったことを含んで、現在のシステムにくらべて格段に優れたサービ スを利用者に提供するとともに、館内の業務についても効率化を実現する ということを、現在の情報システム関係予算よりもはるかに縮減された予 算で実現しなければならないという非常に厳しい条件が課されておりま す。

したがって特に館内の各種業務についてはかなりの見直しを行う必要があると予想されます。このシステムは東京本館だけでなく国会分館、関西館、国際子ども図書館の全てにかかわることでありますから、当館の全ての部所において真剣に検討して下さるようお願い致します。

施設関係においては、書庫の耐震構造化、関西館の書庫増設についての調査、国際子ども図書館の新しい建物の具体的設計等が行われる予定で、苦しい予算の中ではありますが、徐々に進みつつあるということはありがたいことと思っております。

私どもはぼう大な量の毎日の仕事の中で、つい私どもに課せられた使命を忘れがちですが、新しい年を迎えたこの時に振り返って気持を新たにすることが必要であります。我々がかかげました7つのビジョンはもちろんでありますが、昨年秋、支部図書館長との懇談会において支部図書館制度

60周年の特別講演としてお招きいたしました東京大学の根本彰教授の おっしゃった言葉が忘れられません。それは「国立国会図書館は国のあら ゆる活動を国民に知らせるためのチャンネルである」という指摘でありま す。これを我々はどこまで実現しているか、どうすればもっとよくその役 目をはたせるかということにも思いをいたさねばならないと存じます。

我々皆が、我々の使命をよく自覚し、努力すれば、いろんなことが実現できると存じます。1年以上前に言っておりました、図書・資料の受入れから利用に供するまでの期間を短縮するという課題も、担当部門における種々の検討の結果、この2月から一週間短縮できることになると聞いております。その努力は高く評価すべきものと存じます。このように仕事のプロセスをよく見なおすことによって実現できることはいろいろとありますので、したがいまして各部署のかかえている課題は皆でよく検討し、お互いに協力して解決して行って下さるようお願いしたいと存じます。

昨年6月に、国会が来年2010年を「国民読書年」と決議いたしました。読書が国民を豊かにし、日本が文化国家として世界に飛躍していくことが期待されているのであります。そういったなかで2010年に向けて各界がいろんなイベントを考え、読書活動を盛りたてていこうとしており、国立国会図書館におきましてもこういった動きに積極的にかかわっていきたいと存じております。

どうか今年1年が皆様方にとりまして良い年、やりがいのある年となりますよう念じまして新年のご挨拶といたします。

ソフト的学術情報基盤の整備

長尾 真

国立国会図書館長

- 1 国立国会図書館の資料
 - ・図書880万冊(24万冊/年)、逐次刊行物1200万点(62万点/年)、博士論文46万点、地図50万点、録音60万点、マイクロフィルム850万点、その他
 - ·合計3300万点
- 2 国立国会図書館の電子化資料

国会会議録(290万頁)、帝国議会会議録(8万頁)、日本法令索引(36万データ)、 近代デジタルライブラリ(1300万コマ)、貴重書画像データベース(4万コマ)、 電子展示会(各種の写真など1.3万コマ)、国立国会図書館の出版物、など

- 3 国立国会図書館の電子ジャーナル (欧文)
- 4 国立国会図書館の電子ジャーナル (日中文)
- 5 日本における電子ジャーナル利用の実態
 - ・国立国会図書館の電子ジャーナルの数: 24,600 タイトル
 - ・高価な電子ジャーナルを多くの機関で重複して購入している
 - ・韓国では国立図書館が一括して購入して全国にサービスしている (National Site License)
 - ・電子ジャーナル購入機関がお金を出し合って、1か所での全国民に対するサービス に統一できないか
- 6 機関リポジトリーについて
 - ・国立国会図書館への納本率は流通系のもの約90%、非流通系のもの約46%
 - ・地方公共団体の出版物の納本率は低い(42%)
 - ・大学の資料の納本率が低い(国立大学73%、公立大学67%、私立大学82%)
 - ・機関デポジトリーの対象を博士論文だけでなく、学内のあらゆる出版物にしてもら えないか (学内で集められなければ国立国会図書館ではなおさらである)
- 7 学会雑誌の納本・保存
 - ・学会や協会、その他団体の雑誌が徐々に電子雑誌に移行しつつある
 - ・これらの電子雑誌を受け入れる(電子納本)システムの構築は急を要する

- ・これらの電子雑誌の論文の著作権が複雑である。学会ごとに異なっている
- ・電子納本された電子雑誌の図書館における利用の方法について学会側と協議するべ きことが多い

8 研究者の個人サイトからの発信

- ・これからは研究者の個人サイトから研究論文が発信されることが多くなる
- ・これらの論文の永久保存はどこでどのようにするかが問題となる
- ・研究者は自分の研究に伴う資料・データ類を個人のデータベースに蓄積している(特に文系研究者に多い)
- ・研究者個人の貴重な電子資料・データ類を公開してもらう方法はないか(コンソーシアムを作り、そこに登録して権利を明確化する??)

9 インターネット情報の収集

- ・インターネット上には貴重な学術情報、その他種々の情報が存在する
- ・インターネット上の情報は刻々と生成され、また消滅している
- ・インターネット上の情報を体系的に収集、保存し、利用に供することが必要である

10 国立国会図書館のやりたいこと/やるべきこと

- ・すべての図書・資料の電子化: 400万冊の図書の電子化に約400億円が必要 (各大学では国立国会図書館が所蔵していないものについて電子化すればよい)
- ・電子納本への期待:出版物の元データはコンピュータに入っている。これを納本してもらう(電子納本)こと
- ・インターネットアーカイビング
- ・以上のことは全て利害関係者との合意とともに、著作権のクリアという困難に直面 する

11 インターネットアーカイビング

- ・国立国会図書館では現在約3000サイトのWeb情報を許諾を得て、年一回程度の収集をしている
- ・アドレスのドメインが go, ac のものについては許諾なしに収集できるようにしたい
- ・時々刻々と変化するサイトの内容をそのつど差分収集するようにしたい
- ・高速のクローラーと巨大メモリが必要となる

12 ハイパフォーマンス・インフォメーション・アベイラビリティ

・図書・資料情報、インターネット情報等がいつでも、どこにいても利用できる情報 環境を実現することが必要である

- ・高速のクローラーを働かせるハードウエア、ソフトウエアの開発と超巨大超高速メ モリシステム(少なくともペタバイトの数万倍以上のメモリ)が必要である。電力 の問題も無視できない
- ・これからはスーパーコンピュータでトップを争う時代ではなく、ここに述べた分散 型超高速情報収集処理と超巨大メモリのシステムを競う時代になるだろう

13 これからの図書館

- ・大学図書館、専門図書館、公共図書館等において、予算と人員が年々削減され疲弊 してきている
- ・図書館の大きな使命であるレファレンスサービスが非常に弱体化してきている
- ・これに対しては、全国の図書館が連携して書物の相互貸出、レファレンスサービス のための知識の共有化を行うようにしなければならない。国立国会図書館は全国の 各種図書館と連携し協働する意思がある
- ・相互連携のためには図書の電子化とその利用、図書館間の公衆送信等に関して著作 権制限が必要である
- ・マルチメディア化の時代の中で、図書館、公文書館、美術館、博物館等は電子情報 の世界で融合一体化して、種々の観点からの利用に対応すべきである
- ・図書館情報は特許情報データベース、その他専門分野の数値・非数値データベース とリンクして活用されるようすべきである

14 結論

- ・人類のすべての知的資産は、近くにいる人も遠くの人も、その利用について同等の 利便性をもつ権利がある
- ・これを実現するシステムの整備が行われるべきである。著作権もこのような観点からの修正を検討すべきである
- ・人類のすべての知的資産の利用については専門家の支援が重要であり、そのための 人材の育成が大切である
- ・こうすることによって、日本における学術的・芸術的創造はさらに活発化し、国民 生活も豊かになる
- ・"知識が我らを豊かにする"

平成21年度に努力すべきこと(私の視点)

2009/02/01

長尾真

- 1 ウェブ情報収集と保存のためのディジタル化
- ・ウェブ情報収集の制度化
- ・ウェブ情報収集を行うDAシステムとウェブ情報のインデックス情報の自動抽出
- ・何をディジタル化するかを関係部門の協議によって早急に決めること。その年次計画と 予算計画を作ること。
- 2 次期のトータルな図書館システムの具体的設計
- ・全体システムのあり方、その具体的内容を決める組織を明確にし、現在設けられている 組織をその下におく組織図を明確にすること
- ・今年3月末までに、それまでの各組織の検討結果を分かりやすい方法で総覧できるようにし、遅れている所、未検討の部分を明らかにするとともに、全体システムを作り上げること。
- ・これに基づいてシステム導入計画を作る。
- ・「新・利用者サービス2009」を上記検討の中に十分生かす。
- 3 各部局の目標について(各部局からの提出資料になくて重要と考えること)

[調査及び立法考査局] 国会向けの諸活動で公開できるもの、および国会で作られる諸々の情報を国民に向けて積極的に周知する努力をすること(例えば、講演会、新聞記者へのブリーフィングなど)。

[収集書誌部] 目録作成作業の合理化、スピードアップ、外注できる部分等の検討を至急に 行い、実行に移していくこと。

[資料提供部] 本館目録ホールのカードボックスを撤去し、展示設備を見やすいところにも うけ、魅力あるものとし、電子案内板を設置するなどして、本館・新館の入ったところを スマートにする。

[主題情報部] 多くの異なった知識のレファレンス情報等を作っているが、どれも十分に役立つところまで行っていない。 1、2のものでよいから利用者にとってほんとうに役立つものに集中するべきではないか。その計画をたてて実行する。

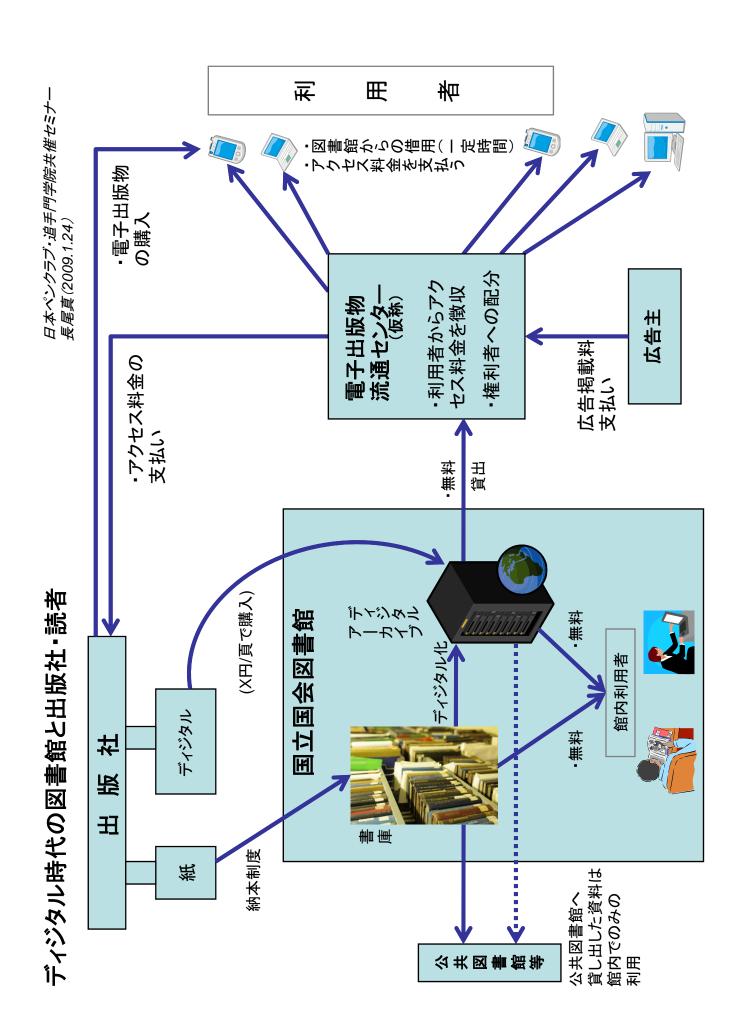
[関西館] 理解ある出版社や新聞社からディジタルの本や新聞をDAシステムに入れて、利用者に提供する試験的システムを運用できるようにする(総務部電子情報企画室との協力)。 [国際子ども図書館] 図書の貸出セットを充実し、学校図書館への貸出しに力を入れてはどうか。

Google 問題について

- 1. Google が「全世界の情報を収集・整理し、全世界のすべての人に無料で提供する」 という理想を掲げて活動していることに対して大きな敬意を払う。
- 2. その一環として古今東西の書物をディジタル化して提供する活動を行い始めていることは大切な活動であると認識する。
- 3. 他国の出版物を無断でディジタル化する行為は権利者から見れば許すことのできない行為である。米国の法律上これが許されると仮定すれば、権利者は出版物を米国に持ち込むことを拒否することになりかねない。文化の世界的な交流の促進という観点から、これは嘆かわしいことであり、グーグル社の本意でもないだろう。
- 4. 出版文化はそれぞれの国の長い伝統の上にあり、またそれを反映して著作権法が 作られている。したがってこれを尊重して各国の書物のディジタル化を行わねば、そ の国の出版文化は崩壊し、何のために書物のディジタル化を行うのかということにな る。
- 5. Google が当初の目的を本当に達成しようとするのならば、それぞれの国の出版文化、その伝統を尊重して活動するべきであろう。その最も良い方法は、各国の中心となる図書館に書物のディジタル化のための費用を寄付し、そこでの責任においてその国のディジタル化を推進することであろう。
- 6. こうすることによって Google が目的とする全世界の書物のディジタル化によるグローバルな世界における利用が不必要な混乱を招くことなく実現することが可能となる。
- 7. Google 社はこの提案を真剣に受け止め、この方向に転換してゆくことを期待する。

電子出版物の納本義務化について

- 1. グーグルは日本の図書館、出版社の協力を得て、出版物の電子化、電子出版の方向にゆく可能性がある。
- 2. 大手出版社は出版社の版下 (pdf) についての権利を持っている。大手 出版物流通業者などと組んで電子出版物のデータベースを構築して販売を 行う可能性がある(日本版グーグルの出現?)。
- 3. 国立国会図書館は納本制度に支えられているが、電子出版物については納本義務がない。
- 4. 出版物が電子出版の方向にあるこの時代に、電子納本の義務がなければ、 上記のような動きからして出版社は国立国会図書館へ電子出版物の納本を せず、もっぱら販売だけに従事し、また日本版グーグルのもとでビジネス を行う可能性がある(出版社は図書館での出版物のディジタル化、電子出 版物のアーカイビングを極度に恐れている)。
- 5. 以上のことから国立国会図書館法を早急に改正して電子出版物の納本義務を明確に規定することが必要である。
- 6. 電子出版時代において出版社、流通業者、図書館、読者が納得できる良い ビジネスモデルを作ることが必要である(付図参照)。



2009. 4. 17 館長 長尾 真

新任管理職への訓話

[A] 状況認識

- 1. 図書館の変革期 紙の時代→ディジタルの時代
- 2. NDL は唯我独尊では生きられない 公共図書館その他との相互協力、共存共栄を考えること 国民、利用者の目線で常に考えること
- 3. NDL の納本制度はほころびつつある 100%納本ではない 電子出版物は納本されない
- 4. 情報があふれている現代、図書館の強敵が現れている Google Search、Google Book Search、Wikipedia ほか SNS など

[B] あるべき方向性

- 1. NDL ∅ vision と mission
- 2. 図書館資料のディジタル化、web アーカイビング
- 3. 書誌作業の合理化・効率化とレファレンス、ナビゲーションの方向へ、 調査機能の強化へ
- 4. 次期図書館システム(平成24年から数年間)とその次のシステム

[C] 職場における責任

- 1. 明るい職場作り、部下に対する目くばり
- 2. 部下の才能をのばす努力
- 3. 新しい時代へ向けて全てにおいて前向きの取り組み

国立国会図書館電子図書館の創設(案)

長尾 真

1. 電子図書館の必要性

これからはディジタル情報の時代となる。本、雑誌、新聞だけでなく、地図、絵画、映像、テレビ等のほかに、インターネット情報の本格的収集の時代となる。

2. 諸外国の状況

中国は電子図書館をオープンした。韓国は4月にオープンする。ドイツは政府として「ドイツデジタル図書館」の構築を決定(E897)。その他・・・・。

- 3. 国立国会図書館電子図書館創設の必要性
 - (a) 遠隔地の利用者に対しても来館者と同等のサービスを提供すべきこと。
 - (b) 蔵書の本格的なディジタル化による(a)の実現、および図書館業務の効率化
 - (c) インターネット情報の収集と利用のため
 - (d) 現在の図書館情報システムは過渡的なものであり、これから本格的なものを 作る段階に入るために電子図書館の創設が必要。

4. 国立国会図書館電子図書館の組織

- (a) この電子図書館は国立国会図書館内の1つの分館組織で、関西館、国際子ども図書館と同じ位置付けである。
- (b) この電子図書館の組織

企画・管理部(著作権等の法制度関係を含む)(20人)、電子図書館運用部(40人)、電子情報収集・作成部(50人)、インターネット情報部(40人)、(合計150人)

(c) 現在の各部局に配置している電子システムとその関連の組織はすべて電子図書館の方に移す。その場合の人数は90名。したがって純増は60名。

図書のディジタル化のための予算の必要性

補正予算は2年間だけのものであり、その後毎年20-30億円のディジタル 化予算を約20年間必要とする。

- 5. 国立国会図書館電子図書館の施設
 - 東京本館東側の現在のバス駐車場に建設(地下をバス駐車場とする)
 - 建物延面積 ○○○m² 約150億円?

● 電子システムに関しては、現在のレンタル料+<u>10億円/年</u>を必要とする。

2009.7.27 長尾 真

去る7月23日の館議懇談会において「電子図書館建設についての当面の課題」を議論し、その際の資料の3,4の項目についておおよその合意を得た。 その内容は次のようなものであり、これを館議において確認したい。

- 1. 当館は今後積極的に図書資料のディジタル化、電子資料の収集に努力するが、その利用については、国民の共有財産の活用という観点から、権利者、出版社等の理解の得られる流通・利用のシステムに対して当館の蓄積した電子資料を積極的に提供してゆく。その際、国立国会図書館として図書館利用の原則等に十分留意する。
- 2. 権利者、出版社等の理解の得られる流通・利用のシステムを構築するためには、研究や実証実験等が必要となるが、国立国会図書館はそのような活動に積極的に参加する。

ディジタル時代の図書館と出版社・読者

長尾 真 2009年10月27日

- (1) ディジタル化の流れは急速である。
 - 学術分野の電子雑誌は急速にひろがっている。
- ケータイ小説も盛んである。
- 新聞も徐々に電子新聞の方に移っていくだろう。
- ・ 音や画像・映像も急速にディジタル化の方に動いている。
- ・ 音楽のディジタルデータのダウンロードはビジネスモデルとして成功している。
- (2) 読書端末の開発も急ピッチである。
- e-book 読書端末は既に Amazon の Kindle 2、Sony の Reader があり、今後 新しいフィルム状のものなど、何種類かが出てくるだろう。
- ・ 読書端末へのパソコンからのダウンロードのほかに、無線受信が実現する。
- ・ 米国では1冊の本のダウンロードが3~12ドル、ベストセラーで60万 ダウンロードがあったという例がある(約3億円)。
- ・ 読書端末の機能として e-book を買った場合は読書端末にいつまでも残るが、図書館から借りる場合は、図書館のデータベースの資料を見るだけであってダウンロードをするのではない。したがって、他への転送、印刷出力はできない。
- (3) 出版社も電子書籍の方向へ行くだろう。
 - ・ ハーレクイーン社は既に紙の本と電子本の両方を売っている。また電子形態だけの短い小説を 2.99 ドルで売っている。
 - ・ 今後多くの出版社は紙の本と電子本の両立てでいくことになるだろう。
 - 新聞も電子新聞の方向にいくだろう。クリスチャン・サイエンス・モニター、米国地方紙などは電子新聞だけでやるようになってきた。
- (4) ディジタル時代の国立国会図書館と出版社・読者(1つのモデル)
 - ・ 紙の出版物を納本制度により納入してもらう。
 - 電子出版物しか出さない場合にはそれを電子納本してもらう。
 - ・ 紙の本と電子出版物の両方を出す場合、紙の本は納本制度により納本、電子出版物の納本に対しては対価を支払う。

- ・ 館内利用者は紙の資料も電子出版物も無料で自由に読める。コピーも著作権の許す範囲で可能。
- ・ 電子出版物に対する遠隔利用者からの貸出し要求は電子出版物流通センター(仮称)を通じて行う。遠隔利用者はこのセンターを通じてアクセス料金を出版社に支払う。
- ・ 国立国会図書館は遠隔利用者の要求に応じて、電子出版物をこの流通センターを通じて無料で提供する。
- ・ 利用者は自分の端末から国立国会図書館の電子資料を1時間当たりOO円で読むことができる(借用、貸し出しの概念)。ダウンロードやコピーはできない。この利用料金は上記センターが集めて権利者に渡す。
- 何日もかかって読む電子本は、最初は借用でも、結局はその出版物を直接 出版社からダウンロードで買うことになるだろう。
- ・ 公共図書館への貸出しは、電子資料の場合、公共図書館内の特定端末でしか見られないようにする。この場合料金はとらない。コピーは著作権の許す範囲で可能。
- ・ 出版社は国立国会図書館に電子納本することによって、著作表現について の先取権の主張が可能になる。これが電子納本のインセンティブになるだ ろう。
- ・ 出版社は出版物の電子ファイルを持たず、国立国会図書館に収めた電子資料を利用して再版したりすることを許す。

総合科学技術会議 基本政策専門調査会 ヒアリング資料 2010年2月23日

知識インフラの構築

国立国会図書館長 長尾 真

日本の研究の優れた点・弱い点

- 要素技術の研究は突出
- これらの成果は日本企業よりは外国ベン チャー企業で多く使われているようである
- 日本は要素技術を組み合わせ、システム化し、 実用にもってゆくのが下手

イノベーションを興す要件

- 異分野の科学技術を組み合わせ、融合させ 新しい科学技術分野を作る
- 異分野の科学技術を組み合わせ、システムとして統合し、新しい展開をはかる
- こういった努力は研究ではないといった偏見を持つことに大きな問題がある

経済・社会にインパクトを与え 価値を創出する研究開発

- 科学技術分野だけでなく、人文社会科学的視点が必要。学術全般がかかわる
- システム的視点に立ち、様々な環境を考えた グローバルな立場からの研究開発が大切
- これからは課題解決型の研究が大切であり、 社会の人達が参加することが必要となるもの が多い

知識インフラの必要性

- 知識の拡大再生産のためには、知識の創造 と集積・流通・活用のサイクルの構築が必要
- 課題解決型の研究には様々な学問分野がかかわるシステム的アプローチが必要
- 課題を設定するためには、その課題についてこれまでどのような研究がなされて来たか、何が未解決か、イノベーションをおこせる可能性があるか、社会に対するインパクトはどうなりそうか等を調べねばならない

知の共有化

- 多くの分野がかかわるシステム的課題の場合、理工系の研究者だけでなく、政策立案者、人文社会系の研究者や市民もが調査してアセスメントができる環境を作る必要がある
- あらゆる学問の成果、企業社会、人間社会、 自然社会等の知識・情報を収集整理し、自由 に利用できるようにしなければならない

知識インフラの構造

- 研究情報基盤の整備が謳われてきたが、通信ネットワークが中心
- 必要なものは学術情報コンテンツ、知識コンテンツの組織的な整備
- 分野を超えた知識の関連付け
- 日本中に散在するコンテンツの所在を集中管理し、そこに検索をかければ関連する全ての必要なコンテンツが得られるようにする

- 知的基盤というよりは知識を取り出す知識基盤の構築
- 知識は関連するものが有機的に結合され、ネットワーク的に統合化されたもの(単に情報を 集めたものではない)
- 日本中にある人文社会科学を含んだあらゆる学問・研究のコンテンツ、数値データ、研究 データ、研究ツール、社会状況データ等が知識の形に組織化される必要
- 諸外国の同様なシステムとリンクがとれる必要

知識インフラを構成する機関

- 大学・研究所等の機関リポジトリ、研究室データベース、学会(雑誌)
- 各種基礎的データを集積したデータベース機関
- NII、JST、国立国会図書館、各種専門図書館
- 官庁等のもつ報告書、統計資料など
- 外国の電子ジャーナルの問題

Googleの目標を越える

- 世界中の知識・情報を収集・整理し、世界中の人に届ける(Googleの目標)
- 日本の知識インフラも、科学技術イノベーションに資するのみならず、全ての人に利用可能として、社会における科学技術コミュニケーションをより良く実現する
- 知識インフラを用いて課題解決のためのアセスメントをできるようにする

国立国会図書館の 知識インフラ作りへの努力

- 各種図書・資料のディジタル化
- 欲しい知識へのアクセスがスムースに出来る ための知識の組織化

リサーチ・ナビ

レファレンス協同データベース

シソーラス、主題情報DB、著者名DB、分類 体系DB、・・・・・・

- 多様な観点からの検索要求に対する処置
- 公共図書館等のデータベースの横断検索

98

「持続可能な社会の構築」報告書

- 国立国会図書館の調査報告書(2010年3月)
- 持続可能な社会のための科学技術の諸相
- 知の構造化は科学技術にとって最も重要な 課題の一つである(竹内啓、小宮山宏)

各部局における課題

2010年4月 長尾 真

1. 収集書誌部

- ・電子納本の制度化
- ・J-MARCの迅速な作成と配布
- ・受入れから配架までのスピードアップ
- ・外国資料の収集(予算の増強)
- ・ 支部図書館に資料収集の徹底協力を依頼
- •「納本制度の日」をもっとPRする工夫

2. 資料提供部

- ・主題情報部との再編統合
- ・閲覧室でPCを利用できるようにすること
- ・ネットによる貸出し予約の実現
- ・レファレンスの結果の資料の貸出し(予約)、コピーサービスへの連動は できるようになっているか
- ・利用者に対する丁寧な対応
- ・閲覧室等の環境改善(アットホームな雰囲気を作る)

3. 主題情報部

- ・資料提供部との再編統合
- ・リサーチナビ、レファ協等の情報内容を抜本的に増やすこと
- ・オンラインレファレンスの実施(ハンコを減らす)
- ・電子案内表示板システム (最先端の表示技術を使う)
- ・電子ジャーナルを今後どうしてゆくか

4. 調査及び立法考査局

- ・予測調査結果等の社会へのPR
- ・電子情報部が出来たあとの体制
- ・国会分館、議員会館へのサービスの工夫
- 専門調査員の任務の見直し

5. 共通事項(総務部)

- ・電子情報部の設立
- 関西館の存在理由の明確化

- ・調査及び立法考査局の人員増強
- ・利用禁止の内規の改正
- ・NDL記者室の活性化
- ・電子情報部が出来たあとの体制
- ・図書館財団の活用
- ・外部有識者の活用(非公式にも)
- 図書館議員連盟の活性化

情報知識学会第18回(2010年度)年次大会 記念シンポジウム 「科学技術コモンズと情報知識学の挑戦」 2010年5月15日

科学技術コモンズと 情報知識学への期待

国立国会図書館長 長尾 真

科学技術の流れ

- 分析の時代から生成の時代へ
- engineering , top-down的アプローチの時代へ
- 第3次近似の時代へ
- rule dependent science から date intensive engineering へ
- case-based reasoning の時代へ

データベース共有の時代

- 事例やサンプル、資源の蓄積と利用の時代
- 事例やサンプル、資源には資金と時間が必要
- 事例データベースやサンプル、資源がその 分野を強力に発展させる。

知的所有権の問題

- 論文や本は著作権で保護される
- 優れたアイデアは特許権で保護される
- 貴重なデータ(ベース)やサンプルは何に よって保護されるか?
- データ等についての権利が明確になれば 共有化は進む

科学技術の公共性

- 今日の多くの権利は許諾権である。
- 今日の多くの科学技術活動は国からの研究資金で行われている。
- したがって研究者の創造性を評価するとともに、その成果の公共的性格についても配慮がなされるべきであろう。
- そうすることによって学問、創造のより良い 発展が期待される。

許諾権から報酬請求権へ

- 許諾権は公共的性格をおびた権利には強すぎる。
- むしろ誰もが利用することができ、それに対価を支払うという方向の報酬請求権へ移行させる方が良いのではないか。
- さらには、科学的真理に近い性格のものについては名誉権に移行し、権利者の名誉をたたえるというレベルのことも考えられる。

103

知識インフラの必要性

- 知識の拡大再生産のためには、知識の創造 と集積・流通・活用のサイクルの構築が必要
- 課題解決型の研究には様々な学問分野がかかわるシステム的アプローチが必要
- 課題を設定するためには、その課題についてこれまでどのような研究がなされて来たか、何が未解決か、イノベーションをおこせる可能性があるか、社会に対するインパクトはどうなりそうか等を調べねばならない

知の共有化

- 多くの分野がかかわるシステム的課題の場合、理工系の研究者だけでなく、政策立案者、人文社会系の研究者や市民もが調査してアセスメントができる環境を作る必要がある。
- あらゆる学問の成果、企業社会、人間社会、 自然社会等の知識・情報を収集整理し、自由 に利用できるようにしなければならない

知識インフラの構造

- 研究情報基盤の整備が謳われてきたが、通信ネットワークが中心
- 必要なものは学術情報コンテンツ、知識コンテンツの組織的な整備
- 分野を超えた知識の関連付け
- 日本中に散在するコンテンツの所在を集中管理し、そこに検索をかければ関連する全ての必要なコンテンツが得られるようにする

- 知的基盤というよりは知識を取り出す知識基 盤の構築
- 知識は関連するものが有機的に結合され、ネットワーク的に統合化されたもの(単に情報を 集めたものではない)
- 日本中にある人文社会科学を含んだあらゆる 学問・研究のコンテンツ、数値データ、研究データ、研究ツール、社会状況データ等が知識 の形に組織化される必要
- 諸外国の同様なシステムとリンクがとれる必要

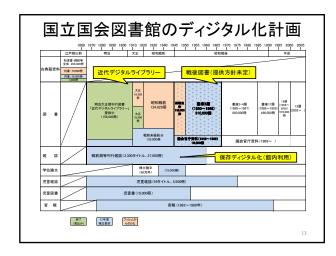
知識インフラを構成する機関

- 大学・研究所等の機関リポジトリ、研究室データベース、学会(雑誌)
- 各種基礎的データを集積したデータベース機関
- NII、JST、国立国会図書館、各種専門図書館
- 官庁等のもつ報告書、統計資料など
- 外国の電子ジャーナルの問題

Googleの目標を越える

- 世界中の知識・情報を収集・整理し、世界中の人に届ける(Googleの目標)
- 日本の知識インフラも、科学技術イノベーションに資するのみならず、全ての人に利用可能として、社会における科学技術コミュニケーションをより良く実現する
- 知識インフラを用いて課題解決のためのアセスメントをできるようにする

104



国立国会図書館の 知識インフラ作りへの努力

- 各種図書・資料のディジタル化
- 欲しい知識へのアクセスがスムースに出来るための知識の組織化

リサーチ・ナビ

レファレンス協同データベース

シソーラス、主題情報DB、著者名DB、分類 体系DB、・・・・・・

- 多様な観点からの検索要求に対する処置
- 公共図書館等のデータベースの横断検索

105

これから取り組むべき課題

平成23年2月 長尾真

1 日中韓電子図書館イニシアティブの推進

JST顧問、前理事長沖村氏が当館が使う日中韓翻訳システム(MT)の開発を推進していて中国通であり、日中韓の国立図書館のMTによる連携については、出来れば中国で大々的にオープニングセレモニーをやらないかと言っている。検討する価値があるだろう。

2 総合調査の実施

インドの政治、経済、技術、産業についての総合調査を検討するのが必要だろう(H24年度?)。

3 科学技術に関する調査プロジェクトの実施

国の支援だけでなく財団等の支援も入れて国際比較をすること、支援の期間の長短も重要。EUも見る。

4 納本の強化

せっかく5月25日を納本制度の日と定めたのだから、この日を利用したP Rを考えること。

5 書誌情報作成・提供の迅速化

書誌作成作業について、電子書籍時代に合った方向を探り、Web情報へのメタデータ付与とも合わせた将来像を画くこと、特に書誌作成作業のコストと利用効果のバランスを考えること。

6 マイクロフィルムの劣化

ディジタル化とマイクロフィルムの将来についてよく検討すること、これからの5カ年計画を作ることが必要だろう。

7 オンライン・レファレンス業務

これからはオンライン・レファレンスの時代になってゆくだろう。これは必ずしもリアルタイムの対話を意味しない。このようなレファレンスサービスの検討をすべきではないか。

8 NDL貴重書シリーズの発刊

NDLの所蔵資料を(美術的な)種々の観点からまとめた貴重書/美術書/ 稀覯本シリーズを企画し、年に1,2冊発刊すること。

9 未来の図書館展示コーナー

24年1月に利用者端末を入れ替える機会に、本館2階閲覧者受付ホールに 種々の先進的表示装置をおき、資料の検索はもちろんのこと、本文テキストを 読んだり、マルチメディア電子書籍を楽しんだり、貴重書を見たり、ニュース を見たり、世界の遺跡、各国の国立図書館を見たり...... する、ここへ来れば 未来を楽しめるという未来の図書館展示コーナーを作る。

10 インターンシップの導入

情報図書館系の大学と協定を結び、これらの大学博士課程学生を毎年数名~ 十数名、数ヶ月来させて実習し、また実務を手伝ってもらうインターン制度を 作ること。

11 研究開発室の充実

NIIや大学と連携契約を結び、それらの機関の研究者を併任研究員として招き、図書館学関係の研究開発に協力してもらう制度を作ること。

12 国際会議での論文発表

IFLA世界大会などの国際会議での論文発表を増やしてゆく努力をすべきである。

我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定

我が国では、図書、新聞、雑誌、CD、DVD等の出版物は、国立 国会図書館に保存され、美術品や歴史、芸術、民俗、産業、自然 科学等に関する資料は、美術館や博物館等に保存されている。

一方、これらの施設において、これまで必ずしも収集・保存の対象とされてこなかった分野の文化的な作品や資料等については、その所在情報が一元的には把握されておらず、体系的な収集・保存がなされていない状況にある。歴史的・文化的価値のある作品や資料等は、我が国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない貴重なものであり、将来の創造活動の基礎をなすものである。また、ひとたび消失すると再び入手することは不可能である。

このため、歴史的・文化的価値のある作品や資料等が散逸・消失することのないよう、その適切な収集・保存及び活用を図ることが必要である。

政府は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)において、文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存(アーカイブの構築)及び活用方法について、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携することとしている。

一方、国立国会図書館においては、日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有財産として保存するとのビジョンを掲げている。

これらを踏まえ、国立国会図書館と文化庁は、これまで必ずしも体系的な収集・保存がなされてこなかった歴史的・文化的価値のある作品や資料等について、その所在情報の把握や目録の作成、収集・保存、活用等について、一層緊密な連携・協力を行っていくこととする。

- 一層緊密な連携・協力に取り組むにあたっては、これまでのそれぞれの分野における取組も踏まえ、当面、特に以下の3分野について、具体的な連携・協力を推進することとする。
- 1. テレビ・ラジオ番組の脚本・台本について、国立国会図書館と文化庁は、連携・協力して、所在状況や保存方法等に関する調査研究を行うとともに、過去の重要な資料の保存について検討する。
- 2. 音楽関係資料について、過去に我が国で出版された楽譜等に 関する所在情報に関し、国立国会図書館と文化庁は、連携・協 力してデータベースを作成し、国立国会図書館においてそれを 広く国民に公開し、その活用を推進する。
- 3. マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術について、 国立国会図書館と文化庁は、連携・協力してそのアーカイブの 構築を推進する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が押印 の上、各自1通を保有する。

平成23年5月18日

国立国会図書館総務部長 田屋 裕之

文化庁次長

吉田 大輔

国立国会図書館長として実現したことなど

2011年3月 長 尾 真

(●は館長として特に力を入れた事項)

1 国会に対するサービス

- ●調査要求に対する回答などは出来るだけ面談説明で行うよう努力して来た。
- 政策セミナーを頻繁に開催している。
- 議員会館から様々なデータベースが利用できるようにした。
- ●国会に対するサービスだけでなく、国会の活動内容を国民に知らせる方向の努力も行い始めた。
- ・科学技術関係が益々大切となってゆくので、文教科学技術課科学技術室を作り、 強化した。

2 資料の収集

- ●国立国会図書館法を改正して、許諾なくwebアーカイビングが出来るようにし、2010年4月から月1回の収集を行っている。webアーカイビングの対象範囲は、国、地方公共団体、国公立大学、独立行政法人であって、私企業その他のwebサイトの収集は将来の課題として残った。
- ●電子出版物の収集を軌道に乗せるために電子納本制度への道を切り開いたが (納本制度審議会答申)、そのための国立国会図書館法の改正にはあと1,2年 かかることになった。
- ●出版物の納本率の調査を実施した。その結果不十分なところについて改善する 努力をしている。
- ●出版物の納本義務を周知するため、5月25日を納本制度の日と定め、キャンペーンをしているが、さらなる努力が必要である。

3 資料の整理

- JAPAN/MARCの作成作業を迅速化し、出版後2、3日で全国の図書館・書店等で利用可能とした。
- ●出版物が到着してから一般の利用が可能となるまでの期間が平均65日であったのを1週間短縮することはできたが、目標とする30日は達成できていない。抜本的な作業工程の見直しが必要である。
- 科学技術資料に関して第3次5カ年計画を作り、日本全体の知識インフラの構

築の重要性を指摘し、総合科学技術会議に働きかけ、その中での国立国会図書館の役割りを明らかにした。

4 書庫の管理

- ●巨大なスペースを占める書庫の施錠、入退者の管理を厳格に行えるよう、新しいシステムを導入した。
- ●書庫内での火災の危険性を考えて電源配線を全面的に更新した。
- 書物に発生するかびなどについても常に監視するようにしている。

5 電子図書館化

- ●著作権法を改正し、国立国会図書館においては許諾なく出版物のディジタル化が出来るようにした。障害者へのディジタル配信についても道が開けた。
- ●平成20年度の補正予算で127億円を獲得し、約100万冊の図書・雑誌・その他のディジタル化を行った。平成22年度の補正予算で10億円を獲得した。これから作業を始める。web情報の収集、電子納本制度の確立を合わせると、電子図書館への基礎固めが出来上がったことになる。
- ●次期基盤システム・利用者インターフェイス等について新しい便利なシステムの開発・導入の目途がついた。平成24年1月に稼働の予定である。

6 組織改革

- ●収集部と書誌部を統合し、収集書誌作業を一貫して行い効率をあげられるようにした。この組織が真に効率の良いものになるためにはこれから2、3年を要するだろう。
- ●資料提供部と主題情報部を統合し利用者サービスを総合的に行えるようにする目途がたった。実施は平成23年10月。
- ●電子図書館化などの進展に伴って、新しく電子情報部を設立する目途がついた。実施は平成23年10月。

7 施設関係

- 国際子ども図書館の増築設計を終え、建設予算獲得の努力をしている。
- ●数年先に書庫が満杯になるので、関西館に書庫を増築するための調査を終え、 建物設計の段階に入るところまで来た。
- ・館内閲覧室等の環境改善の一貫として書画を掛けるなどの工夫をした。閲覧机 を新しくしたり、館内で無線によるネット接続など、やるべきことは多い。

8 職員関係

- ●職員のための「心の健康づくり対策マニュアル」を作成し、メンタルヘルス問題に対処している。
- ●若い職員を小グループに分け60回余の懇談を行い、意思疎通の努力をして来 た。

9 社会における認知度の向上

- ●月報の内容、スタイルを抜本的に変え読みやすく親しみやすいものとした。
- ●公開講演会の回数を増やし、外国人の講演については、講演のあと館長対談を 行い、来場者の理解を深めるようにした。これは好評である。
- •webサイトを作り直し、内容へのアクセスがしやすいようにした。
- ・東京国際ブックフェア、図書館総合展に参加し、国立国会図書館のPRをしている。
- ●ワールドディジタルライブラリー(ユネスコが主催した世界の文化財資料の電子展示図書館)に積極的に参加し、当館の貴重資料のディジタル情報を出し、またその言語問題の委員長をしている。

10 公共図書館等との関係の強化

- ●全国各地に職員を派遣しその地の公立図書館、大学図書館等の職員の研修を行っている。館長も各地に出向き、講演を行った。
- JAPAN/MARC、各種典拠データ等を公開し、各種図書館の利用に供している。
- ・公共図書館におけるディジタルアーカイブ推進会議、博物館、公文書館等との 連携を目指してディジタル情報資源ラウンドテーブルを立ち上げ、支援の体制 を作っている。

11 海外の図書館との連携

- ●日中韓3国の国立図書館が資料の横断・共通検索、機械翻訳の利用、共通フォーマット等について協力すべく、3機関で協定書を交わし、具体的な協力を行い始めた。
- ●米国議会図書館にある戦前の日本の検閲図書をディジタル化して国立国会図書館に入れる契約を行った。
- ●OCLCへ国立国会図書館の書誌情報約500万件を登録し、世界から国立国

会図書館へのアクセスの道を開いた。

- ●2010年12月1、2日、IFLA(国際図書館連盟)等と共催で国際シンポジウム「本を読むという文化―デジタル時代における展開 創造性とアクセスを育む手段としての著作権 」を成功裏に終了した。
- ●2013年のIFLAの大会を日本に誘致すべく立候補している。第2次審査を通過し、2011年2月に現地視察が行われ、4月に決定される。

12 国内の諸団体との関係

- ●総務省、文部科学省、経済産業省に働きかけ、これからの出版のあり方についての懇談会を開催してもらった。
- ●出版界とは幾つかのチャンネルを通じて種々の問題について話し合いをしているが、電子出版と流通プラットフォーム、図書館との関係については、これから当分の間流動的である。

13 大学研究者等との連携

●国立国会図書館には研究部門がないので、公立はこだて未来大学、筑波大学、東京大学、慶應義塾大学、千葉大学、京都大学、情報通信研究機構などの図書館情報学、情報処理学分野の研究者に協力してもらう道を開き、幾つかの実質的貢献をしてもらっている。

14 実現したくて出来なかった事など

- ・予測調査報告書などで国民の関心の高いものについては公開講演会(報告会)などを行うのが大切であるが、実施されていない。
- ・歴史的資料(たとえば重要な政治家の日記やメモなど)の収集については、1 人の政治家についてはほぼ約束が出来たが、今後継続して努力すべきである。
- ・各機関の報告書など、いわゆる灰色文献の収集については、もっとPRし、収集する努力をしなければならない。納本制度の日をもっと周知する努力が必要である。
- ・外国の電子ジャーナルの費用対効果をよく考え、将来の取り扱い方の方針を出すことが必要であるが、問題が難しくて方向性を出せていない。
- ・書誌作業の迅速化(平均58日を30日に短縮する目標)はやれば出来ないことではないが、いろんな問題があり実現できていない。
- ・外部有識者会議をもうけ、当館の活動について評価してもらうことが適当であろうが、そのためには国立国会図書館法を改正しなければならず、その検討の

スタートをすることもできていない。

- ・当館の所蔵する資料を種々のテーマでまとめて出版物 (美術書に類する本のイメージ) にすることはPR的立場からも大切であるが実現していない。
- ・人材育成の目的で若い職員を1年/2年の期間外国に派遣することが大切であるが、毎年1、2名しか派遣できず、積極的に派遣する雰囲気が作られずにいることは残念である。
- ・大学の非常勤講師、学会への参加などの活動によって視野を拡げてゆくべきであるが、人事管理規定が逆に厳しくなって逆方向になりつつあるのはまことに残念である。
- ・総合目録、レファレンス協同データベースなどを出来るだけ完全なものにする 不断の努力が必要であるが、不十分である。
- ・当館の入った所に電子掲示板 (ディジタルサイネージ) や電子新聞を読める大型ディスプレイ、当館の貴重書画像などを含む電子展示などを楽しむコーナーを設ける案が実現しないのはまことに残念である。
- ・ネットを通じたオンライン・レファレンスサービス(相談案内業務)の実現に努力すべきである。

2011.4.15 長尾 真

東日本大震災のあらゆる記録を集め後世に伝える事業の必要性について

- ・これをもっと詳細化し、議運などに提出できる文書に作りあげる
- かなりスピーディに作る必要がある
- ・震災の第2次補正予算にくり込めるよう努力する?
- 1 日本の、また世界の歴史上稀有の大震災であるから、その克明な記録を集め、後世に残し、広く利用に供することは我々の義務である。
- 2 その前例としては、ニューヨークで起こった9.11事件のあらゆる記録を連邦議会の決議によって収集し、保存し、専門家の分析に供しているものがある。

3 収集の対象:

- (1) メディアや個人が撮影したビディオ映像、写真類
- (2) 被災各地のあらゆる記録(死者数、倒壊家屋数.....)
- (3) 被災者の個人の発言やメモ、その他
- (4) 政府、国会、地方行政府、議会等の記録
- (5) 企業、ボランティア団体等の活動記録
- (6) 原発事故に関係するあらゆる記録
- (7) 各地域の各経済活動の変化の記録
- (8)

4 収集の主体と方法

- (1) この大震災に関係する省庁、研究機関等はいろいろあるが、長期の保存 と広く国民、世界に公開してゆく事業という観点からは、国立国会図書 館が担当するのが適当であろう。
- (2) 収集の方法としては、「収集の必要性、意義を述べ、情報を持っている 人、組織等に提供を要請する」国会決議を行い、それに基づいて国立国 会図書館から広く呼びかけて送ってもらう。

5 収集情報と保存の形態

収集対象は紙資料、写真、録音、録画、その他ディジタル形態などあるが、

全てはディジタル形態に変換し、保存し、利用しやすいようにすることが必要である。

- 6 この事業についての予算
- (1) 収集・保存事業に従事する人員(○名)
- (2) ディジタル化予算
- (3) ディジタル情報の保存に必要な記録媒体のレンタル料
 - (例) 1万時間のビディオを保存できるメモリー容量 最初の100日×50時間/日 次の250日×20時間/日
- 参考1 国立国会図書館では地震発生後ただちに関係機関の Web サイトを毎日 収集し保存する仕事を行っている。
- 参考2 ニューヨークの9.11事件に関して連邦議会と連邦議会図書館が行った活動の概要の説明資料を添付

被災地の図書館の復興事業

1 被災地の図書館で流されてしまっているもの、使えなくなっている建物等多くあろうが、学校については生徒がこういう時こそ本を読みたがるし、公共図書館については種々の調べもの、問い合わせ等、日常生活に関する知識への要求、多くの活動の復旧や新しい企画等のための調査等の要求が出てくるから、図書館の復旧・整備は大切である。

図書館・図書室の復旧、図書の整備には少なくとも3,4年はかかるだろうから、その間をどうするかが問題となる。考えられることは次のようなことではないだろうか。

- 2 学校、役場などに電子読書端末を配布し、必要な図書を電子配信によって 読む。そのための電子図書のデータは各出版社から1ヶ所のデータベースに集 め、そこから配信する。このような電子読書のできる端末のおいてある場所が 図書館・図書室の役目をはたす。
- 3 電子図書を提供する出版社に対しては対価を支払う。たとえば100ヶ所の図書館から特定の1冊の本を利用できるようにすれば100冊分の本代を支払う。3,4年たって図書館が本格的に整備され、その本が100冊図書館に入る時には、その代金は無償とし、電子読書サービスはそこで終了する(電子図書提供の時に既に本代は払っているので、紙の本に入れかえる時は代金は払わない)。その間これら被災地の図書館への電子図書の配信は許可されるものとする。
- 4 このような電子図書館に必要な費用の試算はたとえば次の通り。

本の代金

合計 300ヶ所×1万冊×1500円=45億円

電子端末代金

公共図書館に30台 学校図書館に50台配置する。 1台1.5万円合計 (100ヶ所×30台+200カ所×50台)×1.5万円 = 19,500万円

約2億円

検討して欲しいこと

2011年11月 M. NAGAO

1) 大規模ディジタル化の経験をまとめること このプロジェクトの出発点から終了、残務整理までの詳細を技術面、管 理面、人的側面、外注業者の内容など全てにわたって記録をまとめる。 反省も書くこと

(将来、他でのディジタル化事業の参考にもなるよう)

- 2) 新図書館システムへの入れ換えの記録を年次的に整理すること 上記1)と同様
- 3) 貴重書や稀覯本などを入館者が楽しく見れる展示コーナーをもうけては どうか。職員が常に見通せる所にかなり広いスペースをとって、展示す る。
- 4) 新聞(全国紙など)が毎日読める大型のディジタル表示パネルを<u>何台も</u> 待ち合いスペースに置くこと。
- 5) 閲覧室で持ち込みのPCなどを使える閲覧机に徐々に変えてゆくこと。
- 6) 当館所蔵の興味ある資料を集め編集した本を出版すること。(テーマごとに何冊も)

Through knowledge we prosper